

官報

平成二十二年四月二十三日

参議院會議録第十九号

平成二十二年四月二十三日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十九号

平成二十二年四月二十三日

午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(核セキュリティ・サミットへの出席等に関する報告について)

第二 刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第五 国際受刑者移送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、請暇の件
以下 議事日程のとおり

○議長(江田五月君) これより會議を開きます。

この際、お諮りいたします。
加納時男君から来る五月一日から九日間、井上哲士君から来る三十日から十日間、それぞれ海外渡航のため請暇の申出がございました。
いずれも許可することに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。

よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(江田五月君) 日程第一 國務大臣の報告

に関する件(核セキュリティ・サミットへの出席等に関する報告について)

内閣総理大臣から発言を求められております。
発言を許します。鳩山内閣総理大臣。

〔内閣総理大臣鳩山由紀夫君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣鳩山由紀夫君 私は、四月十二日から十四日まで、米国のワシントンを訪問し、核セキュリティ・サミットに出席をいたしました。

サミットにおいては、各国は、核セキュリティ向上のための国内措置及び国際措置、核セキュリティにおけるIAEAの役割等について意見交換を行いました。

私は、我が国は非核兵器国の道を歩むことが唯一の戦争被爆国としての道義的責任であると考へ、核廃絶の先頭に立つてきたことを述べるとともに、核テロ防止に貢献するためのインシアティブとして、次の四つの協力措置を表明しました。

この四つの措置は、核セキュリティ強化のためのアジア総合支援センターを本年中に我が国に設立すること、核物質の測定、検知及び核鑑識に係る研究開発を実施すること、IAEA核セキュリティ事業に対して一層の財政的・人的貢献を行うこと、世界核セキュリティ協会会合を本年中に我が国で開催することであります。

サミットにおいては、天野IAEA事務局長よりIAEAの活動の報告がありました。これに対し、多くの国がこれを支持し、IAEAの権限と資源の必要性に言及しました。私からも、我が国のIAEA支援策を紹介し、今後の活動への期待を表明しました。

サミットの議論の結果、コミュニケとその具体

的な指針としての作業計画が採択されました。すべての脆弱な核物質の管理を四年以内に完全なものとするとのオバマ大統領の呼びかけの下、各国が核物質の管理や原子力施設のセキュリティを効果的にすることを確認するとともに、各国が協調して核セキュリティの向上を図ることで合意ができました。

なお、サミット出席に加え、各国及び国際機関の首脳等と個別に会談を行いました。

胡锦涛中国国家主席とは、日中関係及び地域・グローバルな課題につき意見交換を行い、首脳往来を通じて日中戦略的互恵関係を充実させていくことで一致しました。

ルーラ・ブラジル大統領とは、鉄道問題や経済分野を始めとする二国間関係の強化について意見交換を行うとともに、国連安保理改革でも引き続き協力していくことで一致しました。

ズン・ベトナム首相とは、ベトナム南北高速鉄道や原子力発電所建設事業等、経済分野を中心とした両国の連携について意見交換を行いました。

オバマ米国大統領とは、日米同盟を一層深化、発展させていきたい旨述べ、普天間飛行場の移設問題に関して意見交換するとともに、イランの核問題についても議論しました。

メドベージェフ・ロシア大統領とは、政治と経済の車の両輪を前進させ、領土問題の解決に向け、首脳レベルで集中的に協議していくことで一致しました。

サルコジ・フランス大統領とは、来年、G8、G20議長国を務めるフランスとサミット成功に向けて協力していくことで一致するとともに、日・EU経済連携協定についても意見交換を行いました。

ナザルバエフ・カザフスタン大統領とは、原子力分野やレアアース共同開発の分野を中心とする二国間経済関係などについて意見交換を行いました。

ファン・ロンパイ欧州理事会議長とは、気候変動、核軍縮・不拡散等への対応について日・EUで協力を強化していくことで一致するとともに、日・EU経済連携協定についても意見交換を行いました。

国際連合の潘基文事務総長からは、八月六日の広島平和記念式典に出席する意向が伝えられたほか、九月のミレニアム開発目標に関する国連首脳会合への出席の要請がありました。

また、チュウ米国エネルギー長官の表敬を受け、高速増殖炉「もんじゅ」等の原子力技術を始め、日米クリーン・エネルギー技術協力の更なる強化、APECを通じて日米連携等について意見交換を行いました。

我が国は、今回のサミットの成果を、具体的な行動に移します。

また、国際的な核セキリティ強化のため、引き続き積極的な役割を果たしてまいります。
以上です。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。山下八洲夫君。

(山下八洲夫君登壇、拍手)

○山下八洲夫君 私は、民主党・新緑風会・国民新・日本の山下八洲夫です。会派を代表いたしまして、ただいま議題となりました鳩山総理の訪米帰国報告に対して質問をいたします。

八月六日広島、八月九日長崎に原子爆弾が投下されました。日本は世界で唯一の被爆国であります。

広島市の広島平和記念公園に千羽鶴を持った少女の像がございます。一九五五年、私が中学一年生の夏に、原爆による白血病で亡くなった同級生の佐々木禎子さんをモデルにした像であります。

同級生から、禎子さんを始め原爆で死んだ子の霊を慰める石碑を造ろうと呼びかけ、運動は全国の小中学校、高校へと広がり、募金は海外からも寄せられ、石碑は建造されました。石碑には「これはぼくらの叫びです。これは私たちの祈りです。世界に平和をきずくための」と刻まれております。

さて、今回の鳩山総理が訪米された最大の目的は、地球上に核兵器のない世界、平和な世界の実現を目指すオバマ米大統領が主宰した核セキリティ・サミットに世界で唯一の被爆国である我が国が招きに応じて出席をし、広島、長崎の悲痛な体験を生かして、核軍縮、核拡散防止、核テロ

防止への核セキリティ向上のための貢献策を表明するのが大きな目的であったと思います。

核セキリティ・サミットには世界四十七か国から首脳や閣僚が参加をいたしました。各国の指導者が一堂に会してこのような大規模な会合を開いたのは、一九四五年、国際連合の創設会合以来と言われております。イギリスやフランス、ロシア、中国など核保有国に伍して、被爆国としての日本がその存在感を十二分に示す誠に良い機会であります。

鳩山総理、あなたはかねてから友愛の旗を掲げ、世界平和に貢献することを信条としてこられました。今回、有意義な核セキリティ・サミットに出席をされ、他の国に先駆け、核テロ防止のための拠点センターを茨城県東海村につくり、人材育成を図ることを明言されました。日本の技術力の強みを生かして、核物質の製造元を追跡、確認する核鑑識システムの構築も提案されました。

今回の核セキリティ・サミットに参加され、どのような感慨を持たれたか、率直な真情の吐露をお願いいたします。

次に、共同声明では、対話と協力での核の安全を強化することが盛り込まれ、核物質の適切な管理など十二の行動を取ることを確認いたしました。具体的な成果として、米国とロシアは兵器級のプルトニウムをそれぞれ三十四トン、核兵器一万七千個分を廃棄することで合意をいたしました。

しかし、核をめぐる国際社会の現実、イランや北朝鮮のように国際協調の枠外にいる国があり、パキスタンのようにテロ組織との関係が懸念される国があるなど、多くの不安材料を抱えております。日本としても、国際社会にとって最大の脅威である核テロの防止に最大限の協力をしたいかねばなりません。

鳩山総理、IAEAの重要な役割を踏まえ、新たな資金協力と人的貢献を打ち出しましたが、このほかにどのような形で貢献していくつもりなのか、抱負をお聞かせいただきたいと思っております。

さて、世界核セキリティ協会会合を本年中に我が国で開催し、次回の核セキリティ・サミットは二〇一二年にお隣の韓国で開催されることになりましたが、どのような経緯で韓国に決定されたのでしょうか。鳩山総理は、日本の広島での開催を強く要請されましたでしょうか。冒頭に述べましたように、日本は唯一の被爆国であり、オバマ米大統領始め世界の首脳や閣僚が広島を訪れる最大、最高のチャンスであり、核セキリティ・サミット開催地として最高の都市であります。是非、御答弁をお願い申し上げます。

今年は日米安全保障条約の改定署名から五十年という節目の年であり、一月十九日には日米同盟の深化を盛り込んだ共同声明が発表されました。しかし、鳩山外交が基軸としている米国との協調に揺らぎが見られるとの指摘が有識者の間から強まっています。とりわけ、日米間における当面の懸案として沖縄普天間基地移設問題を抱える中、

今回の訪米で夕食会におけるオバマ大統領との首脳会談が大きく注目されたことは、その指摘とは無関係ではなかったと思います。

極めて残念なことに、米国の一部メディアは鳩山総理を名指しして酷評しました。また、首脳会談の内容について、オバマ大統領が、きちんと実現できるのか、キャン・ユー・フォロー・スルーとの疑念を表明したとも報じました。許し難い屈辱であり、極めて遺憾な報道であります。外交上の機密につながる事柄ですが、誤解があればできるだけ早い時期に解いておく必要があると考えます。この機会に総理御自身の真意をお伺いしたいと思ひます。

鳩山総理は、日米同盟基軸を主張しつつ、他方では東アジア共同体の構想を堅持しております。

このため、米国の、特に知日派とされる外交関係者の間では、我が国が米国に距離を置き、中国への傾斜を深めているのではないかと、総理の真意をいぶかる声が今なお消えておりません。

一方、核セキュリティ・サミットに先立ち、米国は核戦略体制見直しを発表し、日本への核の傘を象徴する核搭載型巡航ミサイル、トマホークの退役が盛り込まれました。日本の周辺には、核保有国である北朝鮮や中国が厳として存在する中、トマホークの退役は日本への核の傘が弱まることになるとの懸念が防衛関係者らの間で指摘されており、鳩山総理は、こうした核の傘、核抑止力についてどのようにお考えですか。加えて、今

後の日米安保の在り方についての認識を率直にお示し願いたいと思います。

外交の最も大切なところは、首脳同士の緊密な関係の維持であります。今回も、サミット出席に加え、胡錦濤中国国家主席、サルコジ・フランス大統領を始め、各国の首脳と個別に会談をなされ、多くの成果を上げられたと思いますが、鳩山総理は就任以来、オバマ大統領との首脳対話を積み重ねていますが、これまでの対話を通じて、新しい日米関係の信頼をつくり上げられたと思ひます。また、懸案の普天間問題は必ず解決なされると思ひますが、日米関係の緊密化に対する総理の率直なお考えをお示しいただいて、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣鳩山由紀夫君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 山下議員にお答えをいたします。

まず、サミット出席の所感についてお尋ねがございました。

核セキュリティという喫緊の課題に対処するため、多くの首脳の方々がご集まりし、そして核物質の管理の四年以内の徹底などについて一致をし、具体的な措置を盛り込んだコミュニケ及び作業計画をコンセンサスとして採択ができたということは、私は画期的なことであつたと思ひております。

私自身といたしましても、この核テロがまさに現実の脅威となつていゝ中で、唯一の戦争

の被爆国としての道義的な責任というものを考え、さらには、非核保有国の中で最大の規模の原子力発電所というものを保有している国としての責任を自覚していく中で、いかにして国際的な核セキュリティ強化において日本がその責任を果たしていくか、この役割について決意を新たにしたいところでございます。

核テロ対策への我が国の貢献についてのお尋ねがございました。

今回のサミットにおいて、私は、まず御指摘の計六百十万ドル規模であります、IAEAへの財政的支援及び人的支援というものに加えて、アジア総合支援センターの設置をする、これは情報共有が大変重要でありますし、またアジアを中心として人材の育成を図るということでございます。核物質の測定、検知、鑑識に係る技術開発を行うこと、これは日米の連携が極めて不可欠だということをお願いしております。さらには、世界核セキュリティ協会会合、WINSと呼ばれますが、この本邦開催といった具体的な貢献策を表明を申し上げ、参加国首脳からは歓迎をいただいたところでございます。今後、これらの貢献策の実施によつて、国際的な核テロ対策の強化に一層貢献をしてまいりたいと思ひております。

サミットの開催地についてのお尋ねがございました。

次期の開催地の決定の詳細について述べることは差し控えたいと思ひますが、参加国のコンセン

サスによつて決定をいたしました。特に、北東アジア地域においては北朝鮮の核問題という喫緊の課題が存在している中で、この課題に直面をしております韓国が次期会合を開催するということを歓迎をいたしましたところでございます。

自分としては、昨年の九月の核不拡散・核軍縮に関する国連安保理の首脳会合の中でスピーチをおきまして、世界の指導者にも是非広島、長崎を訪れていただきたい、そして核兵器の悲惨さを心に刻んでいただきたいと述べたところでございます。私自身の呼びかけにもこたえていただき、広島、長崎を訪問する要人も増えてきておりまして、多くの各国の要人が広島、長崎を訪問していただければ大変意義のあることだと考えております。将来的に、核セキュリティというよりも、むしろ核軍縮、核不拡散あるいは核廃絶、こういったテーマに関するメッセージを发出できる場所としての、すなわちそういったサミットを広島、長崎で開催するように努力をしてまいりたいと思ひております。

日米の首脳会談の報道ぶりについてのお尋ねであります。

報道の逐一にコメントすることはいたしません。ワシントン・ポスト紙に對しましてはしばらく注意を喚起したという報告をいただいております。なお、オバマ大統領から、キャン・ユー・フォロー・スルーというメッセージ、言葉は私にはありませんでした。

いずれにいたしましても、オバマ大統領は会議のホスト国として多忙でありました中で、私自身と会う機会を設けるためにワーキングディナーで隣り合わせの席としたと理解をしております、必ずしも冷遇だとか不信感の表れだと理解をしているわけではありません。十分間オバマ大統領と二人だけで話をする事ができたわけではございません、会談時間の長短で重要性が決まるわけではございません。普天間の飛行場の移設問題につきましては、自分自身の思いを直接伝える場ができたということは意義があったと考えております。

核抑止力と日米安保の在り方についての御質問でございます。

国際社会におきましては核戦力を含む大規模な軍事力が存在をし、また核兵器を始めとする大量破壊兵器などの拡散といった危機が増大をしている中で、引き続き不透明、不確実な要素が存在をしております。このような状況で、我が国としては日米安保を堅持をし、その下で抑止力を引き続き維持していくことが重要だと考えております。

オバマ大統領も、昨年の十一月に来日をした際、核兵器が存在する限り米国の同盟国に対して引き続き抑止力を提供すると述べたところでもございますし、また、今回の米国の核態勢の見直しにおきましても、米国は、これは核の役割あるいは数を縮小するという方向性を一方では打ち出し

ながら、我が国を含む同盟国に対する安全保障へのコミットメントを引き続いて保証しているところでございます。日本としては、今後とも核を含む拡大抑止について日米間で緊密に協議を続けていくことによつて、日米安保体制の信頼性の更なる向上に努めてまいりたいと考えます。

日米関係の緊密化についての御質問をいただきました。

オバマ大統領とは、昨年十一月の訪日の際の日米首脳会談を始め意見交換を行つてきております。また、一月の日米安保条約の署名五十周年の機会には、自分とオバマ大統領がそれぞれ談話を発出をしております、日米同盟を二十一世紀にふさわしい形で深化をするということについてお互いに確認をいたしているところでございます。

また、普天間飛行場の移設問題につきましては、地元の理解を求めつつ、米国ともすり合わせをして理解を求め、政府として本年五月末までに具体的な移設先を決定いたします。このような方針について自分からオバマ大統領にも説明をしているところでございます。

このように日米間では十分な信頼関係に基づく意見交換が続けられておりまして、今後、同盟深化のために日米間におきまして緊密に協力をしている所存でございます。

以上です。(拍手)

○議長(江田五月君) 山本一太君。

〔山本一太君登壇、拍手〕

○山本一太君 私は、自由民主党・改革クラブを代表して、鳩山総理の訪米報告について質問いたします。

もし総理の答弁が不明確、不十分である場合には再質問、再々質問を行う考えがあることをあらかじめ申し上げておきます。

この度の訪米については、総理が帰国されてからも、日々日本の国益を損なう報道がなされていきます。毎日二ニュースを見るのが本当に情けない。普天間交渉の一連の過程で明らかになったのは、鳩山政権のあきれるばかりの外交能力の欠如にほかなりません。

鳩山内閣は普天間移設問題に関して、発足以来、迷走を重ねてきました。総理、官房長官、外務大臣、防衛大臣のそれぞれ無責任でばらばらな発言がいかに沖縄県民、そして移設候補地として報道された地域の方々を混乱させ、米国の信頼を失ってきたか、総理、あなたはきちんと認識されているでしょうか。

米国の不信感がここまで高まっているのかと私が報道を見て一番驚いたのは、日米首脳の非公式な意見交換におけるオバマ大統領の言葉です。

そもそも、この度の訪米においては、日本政府の強い要請にもかかわらず、公式な首脳会談は米国に断られました。これは同盟国として極めて異常な事態です。何とかかんとかワーキングディ

ナーが始まる前にオバマ大統領と話ができたようですが、わずか十分、通訳が入ったことを考えれば半分の五分、その中でイランの核問題も話し合われたということですから、普天間問題に当てられた時間は実質たったの二分半です。これは現在の日米関係を象徴していると言わざるを得ません。中国首脳との一時間半には比べようがありません。

しかしながら、総理、あなたはその短い時間で見事な答弁を引き出されました。総理は否定されていますが、オバマ大統領は五月末決着への協力を求めた首相に対して、キャン・ユー・フォーロー・スルー、きちんと責任を取れるのかと強い疑問を呈したと報道されています。事実だとすれば、大変なことだと思います。かつて、米大統領が同盟国である日本の首相に対してこれほど強い不信感を示したことがあったでしょうか。

九〇年代の日米摩擦などで、大統領が日本の対応を批判するなど、双方の主張がぶつかったことはありました。が、しかし、大統領が首相個人に対する不信感を口にするのは極めて異例です。トラスト・ミーなどと幾ら言っても、実績を伴わなければ協力も信頼も得られません。

総理、あなたは米国紙にも酷評されました。ワシントン・ポストのコラムでは、サミットでの最大の敗者は鳩山総理であり、ハップレス・アンド・インクリーシングリー・ルーピー、哀れでますますいかれた日本の首相だと書かれてしまいま

した。米国のみならず世界中の有識者に影響を与える米国の主要メディアにこのような報道が載る、これが日米関係にどれほどマイナスの影響を与えるのか、日本の立場をいかに不利にするのか、総理には明確な認識がおりなんでしょうか。

鳩山政権の外交は、まさに行き当たりばったりです。何の周到な戦略も根回しもなく、ただ相手の善意を好意的に解釈し、自己中心的な結論を夢想する、これを外交と呼べるのでしょうか。まさに思い付き、八方美人外交と呼ばせていただきたいと思います。

日米首脳の見解交換では本当は何が語られたのでしょうか。わずか十分足らずの話し合いではあります、大統領から何か発言があったとすれば、改めてこの場で明らかにしていただきたいと思えます。報道は正確なのか、そして現在の日米関係が最悪の状況にあるという認識が総理にありなのか、そのことを伺います。

更に驚くべきは、鳩山政権の移設先候補地に対する無神経なアプローチです。政府高官の無責任な情報発信、勇み足によって、政府が何も説明をしないうちから次々とマスコミに候補地の名前が挙がり、地元が反発し、正式な打診すらできない、こういう最悪のパターンを繰り返しています。

鹿児島県の徳之島では、先週末、島民の何と六割が参加する一万五千人もの反対集会が開かれ、

反対の民意が明確に示されました。慌てた鳩山政権は瀧野官房副長官に官房長官との会談をセツトさせようとしたようですが、地元三町長にきつぱりと拒否されました。

鳩山政権には驚かされることばかりです。しかし、極め付けは、この件に対する総理の発言です。総理は、瀧野副長官がどのような思いで電話をされたのかは分からない、政府の考え方がまとまった段階で移設先をお願いすることはあろうかと思うが、まだその段階ではないと述べられ、正式な打診でないとの考えを示しておられます。この他人事のような口ぶり。総理、この国の最高責任者は一体だれなんですか。

政権の主要官僚であり、官邸内で地元自治体との交渉窓口を担っている官房副長官が、政権発足の以来初めて具体的な候補地である自治体首長と接触したのに、正式な案ではないという、これはもう怒りを超えて言葉が見付かりません。政府の統治能力の欠如はもちろん、総理の一人の人間としての人格を疑わざるを得ません。徳之島の方々、日本国民を余りにばかにした言いぐさではないでしょうか。徳之島案は政府の正式な案ではないのか。そもそも有力な候補地の一つではないのか。総理、明確にお答えをいただきたいと思えます。

五月末までの決着はもはや絶望的です。にもかかわらず、総理は、サミットでオバマ大統領に明確に約束されました。もはやこれは国際公約、果たせなければ外交詐欺と言われても仕方がありません。

せん。

総理は、再三にわたり、決着とは、米政府の同意、移設先である地元の受入れ合意、そして与党の合意を終えることだと明言されています。しかし、徳之島での反対集会、三町長の会談拒否という事実を繰り返すまでもなく、既に足下の民主党鹿兒島県連からさても白紙撤回を申し入れられている有様です。地元の受入れ合意という条件は現時点でもう完全に崩れ去っているではありませんか。

鳩山総理自身が繰り返し決着の定義を言明しているにもかかわらず、平野官房長官は最近になって、五月末までに技術的詳細も含めて全部終了していなければ合意や理解ではないという認識に立っていないなどと、決着の定義を変えるのかのような発言を始めました。全くもって言語道断、耳を疑うしかありません。

北澤防衛大臣も外交防衛委員会での私の質問に答えて、五月末までに完全決着するということが私の立場で申し上げるわけにはいかないとおっしゃるなど、各閣僚が結論先延ばしに向け軌道修正を図っているように見えます。

万が一、決着の定義が移設先、米国、与党の合意から少しでも後退するとしたら、これほど日本国民、沖縄県民、そして米政府を愚弄した話はありません。これをやったら、国民も米国も二度と総理の言葉を信じなくなります。

日本国のリーダーである総理が国民と米政府

に約束した五月末までの決着を先送りすることは、改めて申し上げます、決して許されません。総理は既に、三月までに政府案をまとめるという約束を、法律で決まっているわけではないからと先送りをされました。ここで五月末決着の約束を果たせないということになったら、無責任・先送り総理として、同盟国アメリカはもとより世界の失笑を買うことは間違いありません。

総理、改めてお尋ねします。五月末までに移設先、米国、与党の合意を得て、これまでの党首討論でおっしゃったように、現行のキャンブ・シュワブ沿岸部に移設する現行案と同等か、それ以上の案で決着する、このことを改めて明確にお約束いただきたいと思います。

私が会談した米政府や議会要人も、五月末までに結論が得られなければ日米関係全般に悪影響を及ぼすと強い懸念を抱いております。

もし普天間問題の解決が先送りされた場合には、約束が守れない日本として国際的な信用が失墜する、こういう認識はありでしょうか。また、もしできなかった場合、改めてお聞きします、どのように責任をおつとりでしょうか。潔くお辞めになるのか、国民の信を問うおつもりなのか、逃げずに明確に御答弁をお願いします。本来ならば、唯一の被爆国として、また米国の同盟国として日本が核セキリティ・サミットでどのようなイニシアティブを発揮したのか、訪米の成果をお聞きすべきところですが、鳩山総理の

サミットでの存在感は余りにも希薄で、質問すべき成果が全く見当たりません。

鳩山総理、あなたは先日の党首討論で、総理を酷評したワシントン・ポストのコラムに触れ、私は愚かな総理かもしれないとおっしゃいました。私からはつきり申し上げます。自ら自分は愚かなかもしれないなどと言う総理は、まさしく愚かなリーダーです。日本の国益のために、そして日本の国民のために一刻も早く退陣されることを求めるとともに、それこそあなたが今この国のためにできる最大の貢献であると強く申し上げて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣鳩山由紀夫君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 山本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、関係閣僚の発言の認識に関するお尋ねでございます。

普天間問題、普天間の飛行場の移設先の検討状況につきましては、いろいろな予見や憶測を生じさせないようにすることはやはり必要だと思っております。普天間飛行場の移設問題については、関係閣僚が考え方を共有をし、心を一つにしてそれぞれがそれぞれの役割を果たしているところでございまして、沖縄県民や地元の皆様方の御理解を求め、アメリカ側とも十分に協議をしながら五月末までに具体的な移設先を決定をいたします。米国の主要メディアの報道が日米関係に与える影響についてのお尋ねがございました。

報道の逐一にコメントをすることはいたしません。日米関係は個別の報道に左右されるような小さなものではありません。日米同盟は、日米二国間のみならず、アジア太平洋地域の平和と安定のために大きな役割を担っておりまして、強固なものだと認識をしております。日米安保条約締結五十周年を記念する本年、日米の同盟を二十一世紀にふさわしい形で一層深化、発展をさせていく所存でございます。

日米首脳会談及び日米関係についての御質問をいただきました。

核セキュリティ・サミットのワーキングディナーの席上、十分間オバマ大統領と二人だけで話を行うことができたわけでございます。私の方からは、これは日米同盟を一層深化、発展させたい旨述べたところでございます。そして、そのためにも普天間の飛行場の移設問題に関して今解決に向けて努力をしている、岡田大臣とルース大使との間でよく協議を行ってまいりたい、オバマ大統領にも是非御協力を願いたい、そのことを申し上げ、五月末までに決着をする旨を述べたところでございます。

ただ、オバマ大統領のこの反応に関する御説明は差し控えるべきだと、やはりこれは信義の問題でありますので差し控えるべきだと思っておりますが、いわゆるキャン・ユー・フォロー・スルーという発言があったわけではありません。

現在の日米関係が最悪だという御指摘は私は当

たっていないと思っております。日米間では日米同盟を二十一世紀にふさわしい形で一層深化をさせていくための協議が順調に進んでおります。

普天間の飛行場の徳之島移設に関するお尋ねでございます。

普天間の飛行場の移設先につきましては、政府の考え方が最終的にまとまっているという状況ではまだありません。具体的な移設先について今真剣に検討しているところであり、お答えは差し控えさせていただきます。

五月末の決着の意味と現行案との比較についてお尋ねがございました。

普天間飛行場の移設問題につきましては、沖縄県民の皆さんの今日までの負担をなるべく軽減をさせていかなきゃならぬということ、普天間飛行場の危険性をできるだけ早く除去をする、この二つの原点の上に立ちまして、また一方では、抑止力という安全保障上の観点も踏まえながら、連立政権の考え方として、沖縄を始め国民の皆様方の御理解をいただきながら、地元と米国の理解を求めて、五月末までに具体的な移設先を決定をいたしてまいります。沖縄の皆様方の大変な御負担を考えましたときに、現行案よりも更に一層の軽減を図る道はないかという思いの下で現在努力を申し上げているところでございます。

普天間飛行場の移設問題についてのお尋ねがございました。

普天間の基地の移設問題につきましては、内閣

総理大臣として、覚悟を持って全力を挙げて取り組んでおるところでありまして、それ以上申し上げる必要はありません。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいま理事が協議中でございます。しばらくお待ちください。

山本君から再質疑の申出があります。これを許します。山本一太君。

〔山本一太君登壇、拍手〕

○山本一太君 先ほどの鳩山総理の御答弁に対して、再質問させていただきます。

総理は、この答弁で、徳之島が政府案かどうか、徳之島が移設先の候補地なのかどうか、このことについての発言、明言を避けました。

総理、官房長官が官房副長官に指示をして、そして徳之島の地元の三町長と話をし、官房長官に会ってくれというふうに言ったんです。これが、徳之島が移設先であるという余りにも明確な事実じゃないでしょうか。こういうことをちゃんと隠さずに言わないから国民の信頼がないんです。もし徳之島が候補地でないんだったら、政府案でないのだったら、否定してください。ここで、この徳之島が政府案なのか、少なくとも候補地の一つなのか、このことについて改めて総理の明確な御答弁を求めます。

もう一つ。総理は、おとこの党首討論で、すべての政策の実現に向けて職を賭して頑張るとおっしゃいました。すべての政策には当然、日米同盟の最大の懸案である普天間基地移設問題も含

まれるのは当然だと思えます。はっきりお答えを
いたしませんでしたが、総理の国民との約束、
オバマ大統領との約束でもある五月末決着、これ
についても職を賭して臨むと、ここではっきり総
理の覚悟をお聞きしたいと思えます。

以上、二問について再質問させていただきま
す。(拍手)

(内閣総理大臣鳩山由紀夫君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 山本議員から二
問ちようだいをいたしました。

徳之島の件でございます。私は、いわゆる県民
集会、大変な多くの方がお集まりになったとい
うことは、まさにそれが民意の表れの一つだと、そ
のように理解をいたしております。そのような現
実の民意の表れの下で、具体的な移設先について
政府の考え方がまだ最終的にまとまっているとい
う状況ではありません。それだけに、具体的な移
設先について今真剣に検討しているところでござ
いまして、したがって、お答えをこれ以上申
し上げることができないと申し上げてるところ
でございます。

それから、私は党首討論におきまして、山本議
員が御指摘のように、総理大臣としては、当然す
べての政策に対して責任を有する者として、すべ
ての政策に対して職を賭して、その覚悟で臨んで
いるのは当然のことでございます。その中にも
普天間の移設先の問題も当然含まれていると、そ
のように御理解願って結構であります。(拍手)

○議長(江田五月君) 浜田昌良君。

(浜田昌良君登壇、拍手)

○浜田昌良君 公明党の浜田昌良でございます。

ただいま議題となりました鳩山総理の訪米報告に
つきまして、公明党を代表して質問をさせていただ
きます。

質問に入ります前に、一言申し上げます。

鳩山総理、あなたはもうそつぎだ、そのように国
民に思わせてしまった。予算委員会では、元秘書
の裁判が終わったら、資料の返還を求めて国民に
説明すると答弁していたではないですか。それを
一昨日の我が党の山口代表との党首討論ではこれ
を言下に突っぱねた。もはや国民のあなたに對す
る信頼は地に落ちました。そのことを強く申し上
げ、質問に入ります。

最初に、四月十八日に徳之島で行われた基地移
転反対集会について質問します。

何と住民の半数以上の一万五千人以上の島民が
反対集会に参加し、反対決議が採択された報道
されています。

そもそも、鳩山総理は、昨年夏の衆議院選挙で
示された沖縄県民の民意を受けて、従来の辺野古
沖の政府案を見直すと言われていました。そのよ
うに民意と言われるのであれば、今次の徳之島の
民意は明らかであり、即刻徳之島への基地機能移
転を除外して政府案を検討すべきと考えます。さ
もなければ、それは鳩山政権による民意という言
葉の恣意的な濫用であります。腹案があると言わ

れている総理と、三月二十三日の予算委員会での
私の質問に対し、地元の皆さんの民意を聞くこと
なくして決定することはない、御安心くださいと
明言された福島大臣に対し、明確な答弁を求めま
す。

本題に入りますが、今次サミットにおいては、
核セキリティという単独の事項を題材にしたも
のにもかかわらず、四十七か国、そのうち三十七
か国の首脳が一堂に会するというまさに一大イベ
ントでありました。特に、核不拡散条約非締約国
であるインド、パキスタン及びイスラエルも参加
する中で、オバマ大統領が提唱した四年以内に核
物質の管理を徹底することが賛同された意義は大
きいと言えます。

しかし、非核兵器国で最も多くの IAEA の査
察を受けており、かつ、核関連物資・技術の輸出
管理も最も進んでいるとされている我が国がその
存在感を示し得たかという、必ずしも問題なし
としないというのが国内外の評価ではないでしょ
うか。

私は、その原因として、今次鳩山核廃絶・不拡
散外交には三つの失望があったと言わざるを得ま
せん。

第一の失望、それは、自由主義経済国第二位の
我が国の首相がわざわざ訪問しながら、第一位の
米国の大統領との直接会談が夕食前のわずかな
というごくわずかだった日米関係に対する失望であ
ります。

日米関係は我が国外交の基軸であり、さらに五
月の核不拡散条約運用検討会議、十一月の A P E
C、年末までの五十周年を節目とした日米安保の
深化など、日米共同作業が今ほど求められている
ときはありません。しかも、もはや日米関係は二
国関係を超えて核廃絶や地球温暖化対策といった
世界規模の課題を解決していくための基軸である
はずです。今後、日米関係をどのように立て直し
ていくのか、まず鳩山総理の決意を伺います。

第二に、この四月は、我が国は国連安全保障理
事会の議長国であり、かつ、理事国のほとんどの
国の首脳が一堂に会しておりながら、核不拡散・
核軍縮に関する国連安保理事会が開催できな
かったことに対する失望です。

本会合開催を、私は二月の決算委員会で鳩山総
理に提案し、総理も国会日程が許されればと意欲
を示されていたのではなかったのですか。特に、
今回の核セキリティ・サミットの合意について
は、世界のマスコミからも法的拘束力がないとの
問題点が指摘されている中、安保理会合を開催し
て一部でも法的拘束力化を目指すという日米の連
係プレーはなぜできなかったのでしょうか。さら
には、米国が核態勢見直しで消極的安全保証を再
び宣言したことを受け、他の核兵器国にも同様な
宣言を迫るため、本来、国連安全保障理事会を鳩
山総理が議長として開催することこそ唯一の被爆
国の道義的責任と言えるのではなかったのではな
いか。

さらに失望を深めているのは、今次の、米、中、仏の首脳との直接会談において、この消極的安全保証はおろか、核廃絶について会談したことが全く報告なかったこととあります。これらの核兵器国首脳との会談において、どのような核廃絶外交を進められたのですか。具体的に明らかにしていただきたい。一体、昨年九月二十四日、総理が国連で唯一の被爆国の道義的責任に言及されたあの高揚感は、今やどこに行ってしまったのかと、多くの国民はまさに落胆をしています。鳩山総理の明確な答弁を求めます。

第三の失望は、今回の核セキュリティ・サミットに日本が提案した内容についてであります。

確かに、核セキュリティのために人材育成や国際会議の招聘、核物質の検知、鑑識技術の開発も重要です。しかし、一国の総理が提案するには余りにも技術論的であり、事業仕分の対象となっている独立行政法人にわざわざ人材育成センターを設置するなど、官僚の提案そのままではないでしょうか。政治主導を標榜されるのであれば、もっと核テロの根絶に向けての提案も併せて行うべきであったと考えます。

私は、核テロを根絶するためには、単に核に関する管理技術強化、高度化するだけではなく、管理する人の内面において、核兵器の非人道性についての認識の確立が必要であると考えています。そのために、唯一の被爆国として、その悲慘さを世界にもっと発信すべきではないでしょうか。

か。

東京在住のある被爆二世の女性の体験を新聞で読みました。父が広島で被爆。小学校四年生のときに甲状腺の異常で入院し、原爆のせいじゃないかと悩むこととなった。しかし、被爆二世を特に意識するのは長女が生まれてからだということ。この苦しみを我が子は引き継いでしまうのかという絶望感。世界の核関連施設にかかわる人たちにこのような被爆の悲慘さが共有されて初めて、核関連物質の管理にも魂が入るのではないのでしょうか。

来月の核不拡散条約の運用検討会議で、唯一の被爆国として、核テロを防止するためにも、被爆の悲慘さを伝える取組を更に拡充していただきたいと考えますが、総理の見解はいかがですか。また、そのような取組の一環として、次の核不拡散条約運用検討会議が開催される二〇一五年に、広島、長崎において核廃絶サミットを開催することを提案します。是非、来月の運用検討会議などで各国に積極的にその開催を提案すべきと考えますが、鳩山総理の見解はいかがでしょうか。

さらに、核兵器の悲慘さ、非人道性について国際的コンセンサスを世界の市民レベルで拡大していくためには、日豪が主導した核不拡散・核軍縮に関する国際委員会、ICNNの勧告にもあるように、核兵器禁止条約についての検討を直ちに開始することが求められています。これまで政府が取ってきた核廃絶に関するステップ・バイ・ステップの漸進的アプローチと並行して、多くのN

GOが要望しているように、中期的な目標である核兵器禁止条約に向かう包括的アプローチを直ちに開始すべきと考えますが、総理の見解をお伺いします。

最後に、テロの温床をなくしていくためには、貧困、差別などの怨嗟の元を断っていくことが重要であります。人間の安全保障の確保に向けて、鳩山総理の力強い決意を求め、私の代表質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣鳩山由紀夫君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 浜田議員にお答えをいたします。

まず、普天間の飛行場の徳之島移設に関してのお尋ねでございます。

米軍基地移設断固反対一万人集会、これが開催されたということは、やはり徳之島の島民の皆さんの民意の表れの一つであると、そのように認識をいたしております。したがって、普天間の飛行場の移設問題そのものについては、そういう民意というものもしっかりと勉強させていただきながら真剣に今検討をしているところでございまして、御理解を願いたいと存じます。

日米関係に関するお尋ねでございます。

オバマ大統領は、核セキュリティ・サミットで冒頭発言を行う首脳として、私に発言をしてほしいと依頼をいただきました。同盟国である日米の両国が、この問題に関して協力をして核軍縮・不拡散問題、さらには核セキュリティ問題に取り組

んでいる姿というものを示すことができたことを認識しております。

また、オバマ大統領は、会議のホストとして多忙であった中で、自分と会う機会を設けるためにワーキングディナーで隣り合わせにしたと、そのように考えておられて、必ずしも日米関係がぎくしゃくしているとは思っておりません。

今年は、御案内のとおり、日米の安保条約五十年の節目の年でもございます。日米同盟を二十一世紀にふさわしい形で深化をさせてまいります。その中で、御指摘のNPT運用検討会議やAPECなどでの課題についても日米で緊密に連携をしてまいる所存でございます。

サミットの合意の法的拘束力についてのお尋ねがございました。

核セキュリティに関する国際約束については、もう既に核物質防護条約、さらには核テロ防止条約というものが既に存在をしていることは御案内のとおりでございます。今次のサミットはこういった基盤の上に立つて、それぞれの国がそれぞれの国内法を整備するべきだという自発的な措置により、更に核セキュリティを強化することに、より、更に一致をしたものでございます。このために、今回の合意文書は政治文書として採択をされたと理解しております。核セキュリティに関して四十七か国もの代表がコンセンサスで文書を採択したということは初めてであり、やはり画期的なことだったと思っております。また核セキュ

リテイの強化のための具体的な作業計画も採択をされております。

日米の両国は、サミットの準備会合を日本で開催をするなど連携をしているところでもございまして、今後は、サミットに参加しなかった国に対して合意文書をやはり共有していく努力が必要だと思っております。こういうことなどに關してもお互いに協力をしてまいりたいと考えております。

安保理の議長国としての役割についての御質問がございました。

今月十六日、安保理の議長国として、岡田外務大臣の議長の下、我が国が重視する外交課題である平和構築に関する公開討論を開催をして、多くの国から評価をいただいたところでございます。核軍縮に關しましては、唯一の戦争の被爆国として核廃絶に向けて先頭を切つてまいる決意は同じでございます。NPT運用検討会議で前向きな合意を達成できるようにリーダーシップをしっかりと取つてまいりたいと思っております。

いわゆる消極的安全保証につきましては、我が国としてはこれを支持しております。御案内のとおりでございます。そして、むしろ核セキュリティの会議よりもNPTの運用検討会議において、既に文書を提出をしているところでもございまして、アメリカの核態勢の見直しの内容も踏まえながら、関係国の間で議論を深めていきたいと考えております。

サミットの機会の核軍縮に關するやり取りについてのお尋ねがございました。

御指摘の様々な二国間会談において、例えば北朝鮮とあるいはイランの核問題の話、あるいは核軍縮・不拡散の問題について議論を行ったところがございます。消極的安全保証を始め核廃絶に向けた取組については、核セキュリティ・サミットの場においても、自分としては我が国の立場を主張し、積極的に議論に参加してきたところであります。さらにむしろNPT運用検討会議において議論を行つていく考えでありまして、我が国としては、既に消極的安全保証の論点を含め、文書を提出をいたしているところでございます。

むしろ被爆の悲惨さを発信するべきではなかったかというお尋ねでございます。

核兵器の惨禍の実相を様々な国に伝えることは、唯一の戦争被爆国であります日本としての責務であると考えております。これまでも原爆展への支援を行つたり、あるいは毎年、各国の若手の外交官を広島、長崎に招待しております。

あるいは、様々な機会をとらえて被爆の実相を紹介をしているところでございまして、今回行われますNPTの運用検討会議におきまして、日本として適切にこのことを発信をしてまいりたいと思っております。会議の期間の中で、被爆者証言プロジェクトあるいは爆心地復元CG上映企画、こういったものがあるわけでございまして、こういったものに対して政府として支援を行つてまいります。

ります。核廃絶のための国際会議についてのお尋ねでございます。

日本は、唯一の戦争被爆国として、核廃絶に向けて先頭に立つて行動する道義的な責任を持つております。大変私はこれは真剣に受け止めるべき御指摘をいただいたと理解をしております。まずはNPT運用検討会議で前向きな合意を達成できるように各国と協力をしてまいりたいと思つております。先ほども山下議員のお尋ねに対しても申し上げたとおりでございます。

核兵器禁止条約に關する御質問でございます。核兵器の禁止条約につきましては、核不拡散・核軍縮に關する国際委員会、いわゆる川口・エバンス委員会でありまして、この報告書の中において政策提案の一つとして触れているわけでありまして、その重要性は十分に認識をいたしております。

ただ、一方で、核兵器の禁止条約については、現時点で核兵器国を含む多くの国がまだ受け入れていないというのが実情でございます。したがって、日本としては、核廃絶に向けて現実的な措置を積み重ねていきながらこの到達点に対して努力をしていくことが重要だと、そのように認識をいたしているところでございます。

人間の安全保障に關しては、日本の外交政策の柱の一つでございます。重視をいたしております。自分としては、昨年の国連の総会の一般討論演説におきましても、友愛の理念によつて支え合う安全保障というものの重要性が大事だと、このことを実現することこそが人類を救う道であるということを述べて、その推進を表明してきたところでございます。テロの温床をなくしていくためにも、国連などでの人間の安全保障の議論を主導してまいりたいと考えております。また、ODAを効果的に活用した現場における実践に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣福島みずほ君登壇、拍手)

○国務大臣(福島みずほ君) 浜田議員にお答えをいたします。

現在、三党で取り決めた政策合意にある沖縄県民の負担軽減のために、社民党党首として、そして内閣の一員として全力を尽くしているところであります。

今後、政府案が策定され最終案となる際には、鳩山総理もおっしゃつていたように、地元住民の皆さんの御理解を得られるよう、調整がなされていくと考えております。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(江田五月君) 日程第二 刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約の締結について承認を求めの件

日程第三 刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めの件

日程第四 刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約の締結について承認を求めの件

(いずれも衆議院送付)

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員

長田中直紀君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔田中直紀君登壇、拍手〕

○田中直紀君 ただいま議題となりました三件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、ロシアとの刑事共助の条約及び欧州連合との刑事共助の協定は、いずれも被請求国が請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を指定し、相互の連絡を直接行うこと等について定めるものであります。

次に、タイとの受刑者移送の条約は、我が国とタイとの間で、相手国の裁判所が拘禁刑を言い渡

した自国民の受刑者について、締約国及び受刑者の同意等一定の条件を満たす場合にその本国に移送する手続等を定めるものであります。

委員会におきましては、三件を一括して議題とし、共助の拒否事由となる政治犯罪の定義、死刑を科し得る犯罪が共助の拒否事由と明記された理由、国際組織犯罪に係る共助要請への対応、受刑者の移送に当たつての被害者感情への配慮等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、順次採決の結果、三件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより三件を一括して採決いたします。

三件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百一

賛成

二百

反対

一

よつて、三件は承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第五 国際受刑者移送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長松あきら君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔松あきら君登壇、拍手〕

○松あきら君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、受刑者の移送について、現行の欧州評議会の刑を言い渡された者の移送に関する条約に基づくものに限らず、刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約その他の今後我が国が締結する受刑者移送に関する条約に基づいて行うことができるようにするため所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、これまでの国際受刑者移送の実績、中国等非締結国との条約締結に向け

た今後の取組、国際受刑者数の推移及び受入れ移送が増えない理由、タイとの二国間条約において条約の通知が努力義務となつた理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百一

賛成

二百一

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十六分散会

出席者は左のとおり。

議長 江田 五月君
副議長 山東 昭子君

議員
山本 博司君 金子 洋一君
西田 実仁君 谷合 正明君
風間 直樹君 植松恵美子君
鰐淵 洋子君 又市 征治君
横峯 良郎君 轟木 利治君
浜田 昌良君 澤 雄二君
山本 香苗君 洲上 貞雄君
広田 一君 富岡由紀夫君
蓮 舩君 渡辺 孝男君
加藤 修一君 魚住裕一郎君
福島みずほ君 加藤 敏幸君
鈴木 陽悦君 喜納 昌吉君
松 あきら君 山下 栄一君
風間 昶君 松井 孝治君
大塚 耕平君 辻 泰弘君
平野 達男君 浜四津敏子君
草川 昭三君 山口那津男君
木庭健太郎君 家西 悟君
工藤堅太郎君 小川 勝也君

吉川 沙織君 土田 博和君
平山 誠君 外山 斎君
友近 聡朗君 舟山 康江君
大久保潔重君 米長 晴信君
行田 邦子君 金子 恵美君
牧山ひろえ君 姫井由美子君
武内 則男君 谷岡 郁子君
大河原雅子君 藤原 良信君
相原久美子君 藤末 健三君
尾立 源幸君 島田智哉子君
大久保 勉君 白 眞勲君
那谷屋正義君 足立 信也君
柳澤 光美君 小林 正夫君
大石 尚子君 今野 東君
中村 哲治君 森 ゆうこ君
神本美恵子君 山根 隆治君
谷 博之君 広野ただし君
高橋 千秋君 増子 輝彦君
櫻井 充君 羽田雄一郎君
峰崎 直樹君 北澤 俊美君
築瀬 進君 柳田 稔君
円 より子君 山下八洲夫君
高嶋 良充君 輿石 東君
平田 健二君 梅村 聡君
平山 幸司君 松浦 大悟君
中谷 智司君 森田 高君
川合 孝典君 徳永 久志君
水戸 将史君 大島九州男君

川崎 稔君 亀井亜紀子君
加賀谷 健君 藤谷 光信君
川上 義博君 林 久美子君
室井 邦彦君 長谷川憲正君
藤本 祐司君 水岡 俊一君
津田弥太郎君 芝 博一君
主濱 了君 松野 信夫君
佐藤 公治君 シン マルティン君
藤田 幸久君 榛葉賀津也君
岩本 司君 鈴木 寛君
自見庄三郎君 池口 修次君
一川 保夫君 木俣 佳文君
内藤 正光君 福山 哲郎君
小川 敏夫君 龜井 郁夫君
西岡 武夫君 藤原 正司君
佐藤 泰介君 前田 武志君
岡崎トミ子君 千葉 景子君
大石 正光君 田中 直紀君
田名部匡省君 石井 一君
長谷川大紋君 川田 龍平君
塚田 一郎君 丸川 珠代君
糸数 慶子君 古川 俊治君
佐藤 正久君 森 まさこ君
中山 恭子君 丸山 和也君
山田 俊男君 川口 順子君
秋元 司君 荻原 健司君
岡田 直樹君 岸 信夫君
末松 信介君 愛知 治郎君

有村 治子君 岡田 広君
関口 昌一君 河合 常則君
吉田 博美君 舛添 要一君
鶴保 庸介君 世耕 弘成君
伊達 忠一君 鈴木 政二君
中曾根弘文君 青木 幹雄君
矢野 哲朗君 溝手 顕正君
林 芳正君 尾辻 秀久君
義家 弘介君 中川 義雄君
山下 芳生君 牧野たかお君
藤井 孝男君 紙 智子君
佐藤 信秋君 磯崎 陽輔君
石井みどり君 西田 昌司君
仁比 聡平君 小池 正勝君
中川 雅治君 小泉 昭男君
二之湯 智君 大門実紀史君
井上 哲士君 石井 準一君
大江 康弘君 小池 晃君
市田 忠義君 加治屋義人君
脇 雅史君 岸 宏一君
加納 時男君 木村 仁君
山内 俊夫君 荒井 広幸君
谷川 秀善君 佐藤 昭郎君
泉 信也君 浅野 勝人君
南野知恵子君 松村 龍二君
山本 一太君 市川 一朗君
渡辺 秀央君

国務大臣

内閣総理大臣 鳩山由紀夫君

法務大臣 千葉 景子君

外務大臣 岡田 克也君

国務大臣 福島みずほ君

内閣官房副長官 松井 孝治君

内閣官房副長官 松井 孝治君

議長の報告事項

一昨二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 行田 邦子君 補欠 徳永 久志君

法務委員

辞任 千葉 景子君 補欠 牧山ひろえ君

前川 清成君 轟木 利治君

福島みずほ君 前川 清成君

国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
もの

国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

外交防衛委員

辞任 徳永 久志君 補欠 行田 邦子君

財政金融委員

辞任 尾立 源幸君 補欠 大久保潔重君

川合 孝典君

富岡由紀夫君

文教科学委員

辞任 長浜 博行君

厚生労働委員

辞任 藤谷 光信君

弘友 和夫君

農林水産委員

辞任 大河原雅子君

大久保潔重君

経済産業委員

辞任 木庭健太郎君

国土交通委員

辞任 植松恵美子君

下田 敦子君

環境委員

辞任 轟木 利治君

牧山ひろえ君

行政監視委員

辞任 洲上 貞雄君

大河原雅子君

植松恵美子君

藤谷 光信君

補欠 下田 敦子君

木庭健太郎君

補欠 川合 孝典君

尾立 源幸君

補欠 弘友 和夫君

富岡由紀夫君

長浜 博行君

補欠 前川 清成君

千葉 景子君

補欠 山内 徳信君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際・地球温暖化問題に関する調査会委員

辞任 徳永 久志君 補欠 大島九州男君

少子高齢化・共生社会に関する調査会委員

辞任 梅村 聡君 補欠 尾立 源幸君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案（閣法第四四号）

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定の締結について承認を求めるの件

国際再生可能エネルギー機関憲章の締結について承認を求めるの件

賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案

環境影響評価法の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国民年金法等の一部を改正する法律案

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律案

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国民年金法等の一部を改正する法律

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律

昨二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 徳永 久志君 補欠 行田 邦子君

姫井由美子君 下田 敦子君

総務委員

辞任 那谷屋正義君 補欠 牧山ひろえ君

法務委員

辞任 轟木 利治君 補欠 前川 清成君

牧山ひろえ君 千葉 景子君

洲上 貞雄君 福島みずほ君

辞任 行田 邦子君 補欠 徳永 久志君

財政金融委員

辞任 植松恵美子君 補欠 富岡由紀夫君

大河原雅子君 川合 孝典君

大久保潔重君 尾立 源幸君

厚生労働委員

辞任

補欠

川崎 稔君

米長 晴信君

下田 敦子君

姫井由美子君

農林水産委員

辞任

補欠

尾立 源幸君

大久保潔重君

川合 孝典君

大河原雅子君

国土交通委員

辞任

補欠

富岡由紀夫君

植松恵美子君

米長 晴信君

川崎 稔君

環境委員

辞任

補欠

千葉 景子君

那谷屋正義君

前川 清成君

轟木 利治君

行政監視委員

辞任

補欠

山内 徳信君

渕上 貞雄君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得

についての課税権の配分に関する日本国政府と

バミューダ政府との間の協定の締結について承

認を求めるの件(閣条第四号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び

脱税の防止のための日本国とクウェート国との

間の条約の締結について承認を求めるの件(閣

条第九号)

原子力の平和的利用における協力のための日本
国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定
の締結について承認を求めるの件(閣条第一四
号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

国際受刑者移送法の一部を改正する法律案(閣

法第三三号)審査報告書

刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦

との間の条約の締結について承認を求めるの件

(閣条第一号)審査報告書

刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合と

の間の協定の締結について承認を求めるの件

(閣条第二号)審査報告書

刑を言い渡された者の移送及び刑の執行におけ

る協力に関する日本国とタイ王国との間の条約

の締結について承認を求めるの件(閣条第三号)

審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

初犯の薬物事犯者による再乱用防止対策に関す

る質問主意書(浜田昌良君提出(第六号))

審査報告書

刑事に関する共助に関する日本国とロシア連

邦との間の条約の締結について承認を求める

の件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決し

た。よって要領書を添えて報告する。

平成二十二年四月二十二日

外交防衛委員長 田中 直紀

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、我が国とロシア連邦との間で、

一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、

捜査、訴追その他の刑事手続について共助を実

施すること、そのための枠組みとして中央当局

を指定し、相互の連絡を直接行うこと等を定め

るものである。この条約の締結により、我が国

からロシア連邦に対して請求する共助がロシア

連邦において一層確実に実施されることが確保

されるとともに、共助に関する連絡を中央当局

間で直接行うことにより、共助の効率化・迅速

化が期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

刑事に関する共助に関する日本国とロシア連

邦との間の条約の締結について承認を求める

の件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年四月六日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 江田 五月殿

刑事に関する共助に関する日本国とロシア
連邦との間の条約の締結について承認を求
めるの件

刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦

との間の条約の締結について、日本国憲法第七十

三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認

を求める。

刑事に関する共助に関する日本国とロシア

連邦との間の条約

日本国及びロシア連邦は、

刑事に関する共助の分野における両国の協力を

一層実効あるものとすることを希望し、

そのような協力が両国において犯罪と戦うこと

に貢献することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、

捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約

の規定に従って共助を実施する。

2 共助には、次の措置をとるを含む。

(1) 証言、供述又は物件の取得(搜索又は差押

えによるものを含む。)

(2) 人、物件又は場所の見分

(3) 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地

の特定

(4) 被請求国の立法機関、行政機関、司法機関

その他の国家機関又は地方公共団体の保有する物件の提供 (5) ある者に対する請求国における出頭の招請の伝達又はある者に対して請求国における出頭を求める文書の送達 (6) 被請求国の領域において拘禁され又は刑に服している者の一時的な身柄の移送であつて、証言の取得その他の共助の請求に示された目的のためのもの (7) 刑事手続に関する文書(5)に規定する文書を除く)の送達 (8) 犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助 (9) 被請求国の法令に反しないその他の共助であつて両締約国の中央当局間で合意されたものの 3 この条約において「物件」とは、証拠となる書類、記録その他の物をいう。 4 この条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国の権限のある当局に対し、他方の締約国の法令により専ら当該他方の締約国の当局に属する任務を当該他方の締約国の領域において行う権利を与えるものと解してはならない。 5 この条約は、両締約国間での共助のみを目的とする。この条約の規定は、証拠を取得すること若しくは排除すること又は請求された共助の実施を妨げることに關し、自然人又は法人にいかなる権利も生じさせるものではなく、また、	これらの者の既存の権利に影響を及ぼすものではない。 第二条 1 各締約国は、この条約に規定する任務を行う中央当局を指定する。日本国については、中央当局は、法務大臣及び国家公安委員会並びにこれらがそれぞれ指定する者とする。ロシア連邦については、中央当局は、ロシア連邦法務省及びロシア連邦最高検察庁とする。両締約国は、外交上の経路を通じ、中央当局の任務について書面により相互に通知する。 2 いずれか一方の締約国の中央当局又はその任務が変更される場合には、他方の締約国は、外交上の経路を通じ、その旨を速やかに通知されるものとする。 3 この条約に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。被請求国の中央当局が受領した共助の請求が被請求国の他の中央当局の任務に属するものである場合には、当該共助の請求は、当該他の中央当局に速やかに送付されるものとし、請求国の中央当局は、その旨を通知されるものとする。 4 両締約国の中央当局は、この条約の実施に当たつて、相互に直接連絡する。 第三条 1 被請求国の中央当局は、次のいずれかの場合には、共助を拒否することができる。	(1) 被請求国が、請求された共助が政治犯罪に関連すると認める場合。この条約の適用上、両締約国において効力を有する国際協定に定める犯罪であつて、当該犯罪が政治犯罪とみなされない旨を当該国際協定が規定するものは、政治犯罪とは認められない。 (2) 被請求国が、請求された共助の実施により自国の安全その他の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合 (3) 被請求国が、共助の請求がこの条約に定める要件に適合していないと認める場合 (4) 被請求国が、共助の請求が何人かを人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見若しくは性を理由に訴追し若しくは刑罰を科する目的でなされていると、又はその者の地位がそれらの理由により害されるおそれがあると認めるに足る十分な理由がある場合 (5) 被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合 2 被請求国の中央当局は、1の規定に基づき共助を拒否するに先立ち、自国が必要と認める条件を付して共助を実施することができるか否かについて検討するために、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。 3 被請求国の中央当局は、共助を拒否する場合には、請求国の中央当局に拒否の理由を通報する。	る。 第四条 1 請求国の中央当局は、共助の請求を書面により行う。ただし、請求国の中央当局は、被請求国の中央当局が適当と認める場合には、書面以外の信頼し得る通信の方法により共助の請求を行うことができる。この場合には、当該共助の請求は、遅滞なく書面により確認される。共助の請求には、両締約国の中央当局間に別段の合意がある場合を除くほか、被請求国の言語による翻訳文(緊急の場合には、英語による翻訳文)を添付する。 2 共助の請求に当たつては、次の事項について通報する。 (1) 捜査、訴追その他の手続を行う当局の名称及び住所 (2) 捜査、訴追その他の手続の内容及び段階並びにその対象となる事実(可能な範囲で、犯罪が発生した場所の所在地、被告人又は被疑者の住所及び被害者の住所を含む。) (3) 請求する共助の目的及び内容についての説明 (4) 請求国の関係法令の条文 3 共助の請求に当たつては、次の事項のうち必要と認めるものについて可能な範囲で通報する。 (1) 証言、供述又は物件の提出が求められている者の特定及び所在地に関する情報
---	---	--	---

(2) 証言、供述又は物件の取得又は記録の方法についての説明 (3) 証言、供述又は物件の提出が求められている者に対する質問表 (4) 取得されるべき物件及びその身体が搜索されるべき人又は搜索されるべき場所についての正確な説明 (5) 見分されるべき人、物件又は場所に関する情報 (6) 人、物件又は場所の見分の実施及び記録の方法(見分に関して作成されるべき文書による記録の様式を含む。)についての説明 (7) 特定されるべき人、物件若しくは場所又は特定されるべきこれらの所在地に関する情報 (8) 送達を受けるべき者の特定及び所在地、その者と訴訟手続との関係並びに送達の方法に関する情報 (9) 請求する共助の実施の際に従うべき特定の方法についての説明 (10) 請求国の関係当局への出頭が求められている者に支払うことを認める手当及び経費に関する情報 (11) 請求する共助を秘密のものとして取り扱うべき必要性についての説明 (12) 請求する共助の実施を容易にするために被請求国の注意を喚起すべきその他の情報 4 被請求国が、共助の請求に当たって通報された情報が共助の実施を可能とするために十分で	ないと認める場合には、被請求国の中央当局は、追加的な情報を提供するように要請することができる。 第五条 1 被請求国は、請求された共助をこの条約の関連規定に従って速やかに実施する。このため、共助の請求を受領した被請求国の中央当局は、必要に応じ、権限のある他の当局に当該共助の請求を速やかに送付する。被請求国の権限のある当局は、当該共助の実施を確保するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとる。 2 被請求国は、請求された共助を自国の法令に定める方法又は手続により実施する。被請求国は、自国の法令に反しない限りにおいて、実行可能と認める場合には、前条3(2)、(6)又は(9)に規定する方法で共助の請求に示されたものに従う。 3 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施が自国において進行中の捜査、訴追その他の手続を妨げると認める場合には、当該実施を保留し、又は必要と認める条件を両締約国の中央当局間での協議の後付すことができる。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。 4 被請求国は、請求国の中央当局が要請する場合に、共助の請求が行われた事実、請求された共助の内容、共助の実施の成果その他共助の実施に関する関連情報を秘密のものとして取り	扱うよう最善の努力を払う。被請求国の中央当局は、これらの情報を開示することなく請求された共助を実施することができない場合には、請求国の中央当局にその旨を通報するものとし、請求国の中央当局は、このような状況にもかかわらず当該共助が実施されるべきかどうかを決定する。 5 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施の状況に関する請求国の中央当局による合理的な照会に回答する。 6 被請求国の中央当局は、請求国の中央当局の要請があるときは、可能な場合には、請求された共助の実施の日及び場所に関する情報を事前に提供する。 7 被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に対し、請求された共助を実施することができたか否かにつき速やかに通報し、また、その実施の結果得られた証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を提供する。被請求国の中央当局は、請求された共助の全部又は一部を実施することができなかった場合には、その理由につき請求国の中央当局に通報する。 第六条 1 被請求国は、両締約国の中央当局間に別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要するすべての費用を支払う。ただし、鑑定人に支払う手数料、翻訳、通訳及び記録に要する費用並びに第十三条及び第十四条の規定	に基づく人の移動に要する手当及び経費については、請求国が支払う。 2 両締約国の中央当局は、請求された共助を実施するために特別な費用が必要であることが明らかになった場合には、当該共助を実施するための条件について決定するために協議を行う。 第七条 1 請求国は、被請求国の中央当局の事前の同意がない限り、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続以外の手続において使用してはならない。 2 被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を秘密のものとして取り扱うこと又は当該中央当局が定めるその他の条件に従う場合にのみ使用することを要請することができる。請求国は、当該物件を秘密のものとして取り扱うことに同意した場合にはこれに従い、また、当該条件を受け入れた場合にはこれに従う。 第八条 1 被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供された物件を当該中央当局が定める条件(当該物件に係る第三者の利益を保護するために必要と認めるものを含む。)に従って輸送し、及び保管することを要請することができる。
--	--	--	--

2 被請求国の中央当局は、この条約の規定に従つて提供された物件が共助の請求に示された目的のために使用された後、請求国が当該中央当局が定める条件に従つて当該物件を返還することを要請することができる。 3 請求国は、1又は2の規定に基づいて行われた要請に従う。請求国は、当該要請が行われた場合において、見分により物件を損傷し、又は損傷するおそれがあるときは、被請求国の中央当局の事前の同意なしに当該物件を見分してはならない。	3 被請求国は、この条の規定に従つて証言、供述又は物件の提出を求められた者が請求国の法令に基づいて免除、不能又は特権を主張した場合であっても、当該証言、供述又は物件を取得する。被請求国は、証言、供述又は物件を取得するに当たりこのような主張がなされた場合には、請求国の手続に関して権限を有する当局が当該主張を処理するよう、当該主張を付して当該証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を請求国の中央当局に提供する。	法機関その他の国家机关又は地方公共団体が保有する物件であつて公衆が入手可能なものを請求国に提供する。 2 被請求国は、自国の立法機関、行政機関、司法機関その他の国家机关又は地方公共団体が保有する物件であつて公衆が入手できないものについては、捜査又は訴追について権限を有する自国の当局が入手できる範囲及び条件と同等の範囲及び条件で、請求国に提供するよう最善の努力を払う。	中央当局は、第五条7の規定に従つてこのような共助の実施の結果を通報するに当たり、請求国の中央当局に対し、送達が実施されたこと並びに送達を実施された日付、場所及び方法を書面により通報する。 4 この条の規定に従つて請求国の関係当局に出頭する者は、被請求国を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求国の領域内において拘禁されず、また、身体の自由についての制限の対象とはならない。当該者は、共助の請求に示された特定の手続以外のいかなる刑事手続においても証拠を提出することを強制されず、また、共助の請求に示された特定の手続以外のいかなる手続についても協力することを強制されない。これらの保護措置が与えられない場合には、請求国の中央当局は、当該者がその旨を伝達され、かつ、請求国の関係当局に出頭するか否かにつき決定を行うことができるようにするため、共助の請求にその旨を明記する。 5 この条の規定に従つて請求国の関係当局に出頭する者につき4の規定に従つて与えられる保護措置は、次のいずれかの時に終了する。 (1) 当該者が自らの出頭が必要でなくなった旨を関係当局によつて書面により通知された後十五日が経過した時 (2) 当該者が請求国から離れた後、任意に請求国に戻つた場合にあってはその時
9 被請求国は、自国の法令に従い、証言、供述又は物件を取得する。証言、供述又は物件を取得するに当たり、被請求国は、強制措置、搜索又は差押えを含むことをとる。ただし、このような措置が必要であり、かつ、共助の請求が被請求国の法令に基づいて当該措置をとることを正当化する情報を含む場合に限り。 2 被請求国は、証言、供述又は物件の取得に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう、及び当該者が証言、供述又は物件の提出を求められる者に対して質問することを認めるよう、最善の努力を払う。当該共助の請求に示された特定の者は、直接質問することが認められない場合には、当該証言、供述又は物件の提出を求められる者に対して発せられるべき質問を提出する	1 被請求国は、自国の法令に従い、人、物件又は場所の見分を行う。このため、被請求国は、強制措置をとる。ただし、このような措置が必要であり、かつ、共助の請求が被請求国の法令に基づいて当該措置をとることを正当化する情報を含む場合に限り。 2 被請求国は、人、物件又は場所の見分に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう最善の努力を払う。	1 被請求国は、自国に所在する者に対し、請求国の関係当局への出頭が求められていることを伝達する。被請求国は、ある者に対して請求国の関係当局への出頭を求める文書の送達を実施する。 2 請求国の中央当局は、1に規定する出頭のために自国が支払う手当及び経費の限度につき被請求国の中央当局に通報する。被請求国の中央当局は、要請があるときは、出頭が求められている者の回答につき請求国の中央当局に速やかに通報する。 3 共助の請求が請求国の関係当局への出頭を求める裁判上の文書の送達に係るものである場合には、当該共助の請求は、出頭期日の少なくとも五十日前までに被請求国によつて受領されるものとする。被請求国は、緊急の場合には、この要件を免除することができる。被請求国の中	
10 被請求国は、自国の法令に従い、人、物件又は場所の見分を行う。このため、被請求国は、強制措置をとる。ただし、このような措置が必要であり、かつ、共助の請求が被請求国の法令に基づいて当該措置をとることを正当化する情報を含む場合に限り。	11 被請求国は、自国に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。	12 被請求国は、自国の立法機関、行政機関、司	

(3) 当該者が出頭期日に関係当局に出頭しなかつた場合(やむを得ない事情によるものを除く)にあつてはその時 6 請求国の中央当局は、5 (1)の通知が行われた場合又は4に定める保護措置が5 (2)若しくは(3)に規定する時に終了した場合には、被請求国の中央当局にその旨を遅滞なく通報する。 7 この条の規定の下で請求国の関係当局に出頭しない者は、共助の請求又は当該者の出頭に関連する文書における記述のいかんを問わず、その出頭しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。	認を与える場合を除くほか、当該者を拘禁する。請求国は、両締約国の中央当局による事前の又は別段の合意に従い、当該者を被請求国に送還する。請求国によつて当該者が拘禁された期間は、被請求国における当該者の刑期に算入する。 3 この条の規定に従つて請求国に身柄を移された者は、被請求国の領域に送還されるまでの間、請求国の領域において、前条に規定する保護措置を享受する。ただし、当該者が当該保護措置を享受しないことについての同意を与え、かつ、両締約国の中央当局がそれについて合意する場合、この限りでない。 4 この条に規定する身柄の移送に同意しない者は、共助の請求における記述のいかんを問わず、その同意しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。	手続について共助を実施する。当該共助には、当該収益又は道具を保全する措置を含めることができる。 2 1の規定による共助の実施の結果犯罪の収益又は道具を保管している被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、自国が適当と認める条件を付して当該収益又は道具の全部又は一部を請求国に移転することができる。	2 両締約国は、必要に応じ、この条約の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議する。 第二十条 1 この条約は、批准されなければならない。 2 この条約は、批准書の交換の日の後九十日目の日に効力を生ずる。 3 この条約は、この条約の効力発生の日以後に行われた共助の請求(請求された共助がこの条約の効力発生の日前に行われた行為に係るものである場合を含む)について適用する。 4 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じ、この条約を終了させる意思をいつでも書面により通告することができる。この条約は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後百八十日を経過した時に終了する。 5 この条約の終了は、この条約の終了の日までに請求された共助を実施しない理由としてはならない。 以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。 一九一九年五月十二日に東京で、ひとしく正文である日本語、ロシア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。
1 証言の取得その他の共助の請求に示された目的のため、被請求国の領域において拘禁され又は刑に服している者の身柄が請求国の領域にあることが必要とされる場合には、被請求国は、当該目的のため、当該者の身柄を請求国の領域へ移す。ただし、被請求国の法令において認められる場合であつて、当該者が書面により同意し、かつ、両締約国の中央当局が合意したときに限る。 2 被請求国の領域において拘禁され又は刑に服している者の身柄の移送及び送還の手続及び条件については、両締約国の中央当局間で合意する。請求国は、被請求国が1の規定に従つて身柄を移された者を拘禁しないことについての承	1 被請求国は、送達のために請求国から送付された刑事手続に関する文書(第十三条1に規定する文書を除く)の送達を実施する。 2 被請求国の中央当局は、第十三条3に定めるところにより、請求国の中央当局に対し、送達の実施の結果を書面により通報する。 第十六条 1 被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれに関連する	第十八条 この条約のいずれの規定も、いずれか一方の締約国が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自国の法令に従つて他方の締約国に対し、共助を要請し、又は実施することを妨げるものではない。 第十九条 1 両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。	

日本国のために

中曽根弘文

ロシア連邦のために

A・コノヴァロフ

審査報告書

刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十二年四月二十二日

外 交 防 衛 委 員 長 田 中 直 紀

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国と欧州連合加盟国との間で、被請求国が請求国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を指定し、相互の連絡を直接行うこと等を定めるものである。この協定の締結により、我が国から欧州連合加盟国に対して請求する共助が欧州連合加盟国において一層確実に実施されることが確保されるとともに、共助に関する連絡を中央当局間で直接行うことにより、共助の効率化・迅速化が期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年四月六日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 江田 五月殿

刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件

刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定

日本国及び欧州連合は、刑事に関する共助の分野における日本国と欧州連合加盟国との間の協力を一層実効あるものとすることを希望し、そのような協力が犯罪と戦うことに貢献するこ

とを希望し、

双方が、正義、法の支配及び民主主義の諸原則並びに司法の独立性を尊重することを誓約していることを再確認して、次のとおり協定した。

第一条 趣旨及び目的

1 請求を受ける国(以下「被請求国」という。)は、請求を行う国(以下「請求国」という。)の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続(司法手続を含む。)についてこの協定の規定に従つて共助を実施する。

2 この協定は、犯罪人引渡し、刑事手続の移管及び第二十五条に規定する没収を除く刑の執行については、適用しない。

第二条 定義

この協定の適用上、

(a) 「両締約者」とは、日本国及び欧州連合をいう。

(b) 「加盟国」とは、欧州連合加盟国をいう。

(c) 「国」とは、日本国又は加盟国をいう。

(d) 「物件」とは、証拠となる書類、記録その他の物をいう。

(e) 「財産」とは、あらゆる種類の資産(有体物であるか無体物であるか、動産であるか不動産であるか及び有形であるか無形であるかを問わない。)及びこれらの資産に関する権原又は権利を証明する法律上の書類又は文書をいう。

(f) 「道具」とは、犯罪を行うために、方法のいかんを問わず、その全部又は一部を用い又は用いようとした財産をいう。

(g) 「収益」とは、犯罪の実行により生じ又は直接若しくは間接に得られた財産をいう。

(h) 「凍結」とは、裁判所その他の権限のある当局が出した命令に基づき財産の移転、転換、処分若しくは移動を一時的に禁止すること又は当該命令に基づき財産の一時的な保管若しくは管理を行うことをいう。

(i) 「没収」とは、犯罪に関する訴訟手続の後に裁判所その他の司法当局が命令する刑罰又は措置であつて財産の最終的な没収をもちたるものをいう。

第三条 共助の範囲

共助には、次の措置をとることを含む。

(a) 証言又は供述の取得

(b) 映像及び音声の送受信による通話(以下「ビデオ会議」という。)を通じた聴取を可能とすること。

(c) 物件の取得(捜索又は差押えによるものを含む。)

(d) 銀行口座に関する記録、文書又は報告の取得

(e) 人、物件又は場所の見分

(f) 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定

(g) 被請求国の立法機関、行政機関若しくは司

法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供

(h) 文書の送達及びある者に対する請求国における出頭の招請の伝達

(i) 拘禁されている者の身柄の一時的な移送であつて証言の取得その他の立証の目的のためのもの

(j) 収益又は道具の凍結及び没収並びにこれらに関連する手続についての共助

(k) 被請求国の法令により認められるその他の共助であつて日本国と加盟国との間で合意されたもの

第四条 中央当局の指定及び責務

それぞれの国は、共助の請求の送付、受領及び当該請求への回答、請求された共助の実施又は自国の法令に基づいて当該共助を実施する権限を有する当局への当該請求の送付に責任を有する中央当局を指定する。中央当局は、附属書Ⅰに掲げる当局とする。

第五条 中央当局間の連絡

1 この協定に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して送付される。

2 日本国及び加盟国の中央当局は、この協定の実施に当たつて、相互に直接連絡する。

第六条 共助の請求の申立てを行う権限を有する当局

自国の法令によりこの協定に基づく共助の請求

の申立てを行う権限を有する当局は、附属書Ⅱに掲げる。

第七条 認証

それぞれの国がこの協定に従つて送付する書類であつて、当該国の権限のある当局又は中央当局の署名又は押印によつて証明されているものは、認証を必要としない。

第八条 共助の請求

1 請求国は、共助の請求を書面により行う。

2 請求国は、緊急の場合には、被請求国との連絡がついた後、他の信頼し得る通信の方法（ファクシミリ又は電子メールを含む。）により共助の請求を行うことができる。この場合において、被請求国が求めるときは、請求国は、当該請求の補足的な確認を書面により事後速やかに行う。

3 共助の請求に当たつては、次の事項について通報する。

- (a) 権限のある当局であつて捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）を行うものの名称
- (b) 捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）の対象となる事実
- (c) 捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）の内容及び段階
- (d) 請求国の関連法令（適用される刑罰に関するものを含む。）の条文又は解説
- (e) 請求する共助の内容についての説明
- (f) 請求する共助の目的についての説明

4 共助の請求に当たつては、次の事項のうち当該共助に関連性を有すると認めるものについて可能な限り通報する。

- (a) 証言、供述又は物件の提出が求められている者の特定及び所在地に関する情報
- (b) 証言又は供述の提出が求められている者に対する質問表
- (c) 取得されるべき物件及びその身体が搜索されるべき人又は搜索されるべき場所についての正確な説明
- (d) 請求する銀行口座に関する記録、文書又は報告が犯罪の捜査と関連性を有し、かつ、当該捜査のために必要であると請求国が認める理由についての説明及び請求する共助の実施を促進し得るその他の情報
- (e) 見分されるべき人、物件又は場所に関する情報
- (f) 特定されるべき人、物件若しくは場所又は特定されるべきこれらの所在地に関する情報
- (g) 文書の送達又は招請の伝達を受けるべき者の特定及び所在地、その者と訴訟手続との関係並びに送達の方法に関する情報
- (h) 請求国の権限のある当局への出頭が求められている者に支払うことを認める手当及び経費に関する情報
- (i) 収益又は道具、これらの所在地及びこれらの所有者の特定についての正確な説明

5 共助の請求に当たつては、次の事項のうち必要と認めるものについても通報する。

- (a) 請求する共助の実施の際に従うべき特定の方法又は手続についての説明
- (b) 請求する共助を秘密のものとして取り扱うべき理由についての説明
- (c) 請求する共助の実施を容易にするために被請求国の注意を喚起すべきその他の情報

第九条 言語

共助の請求及びそれに附属する文書には、被請求国の公用語による翻訳文を添付する。ただし、当該翻訳文は、すべての場合又は緊急の場合において、附属書Ⅲに掲げる言語によるものとすることができる。

第十条 請求された共助の実施

1 被請求国は、請求された共助をこの協定の関連規定に従つて速やかに実施する。被請求国の権限のある当局は、当該共助の実施を確保するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとる。

2 被請求国は、請求された共助を自国の法令に基づく措置により実施する。被請求国は、自国の法令に反しない限りにおいて、実行可能と認める場合には、第八条4 (g) 又は5 (a) に規定する

特定の方法又は手続であつて共助の請求に示されたものに従う。当該請求に示された方法又は手続による共助の実施が被請求国にとって実行上の問題を引き起こす場合には、被請求国は、当該問題を解決するため請求国と協議する。

3 被請求国は、請求された共助の実施が自国において進行中の捜査、訴追その他の手続(司法手続を含む。)を妨げると認める場合には、当該実施を保留することができる。被請求国は、その保留の理由を請求国に通報し、その後の手続について協議する。被請求国は、当該実施の保留に代えて、必要と認める条件を請求国との協議の後に付すことができる。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

4 被請求国は、請求国が要請する場合には、共助の請求が行われた事実、請求された共助の内容、共助の実施の成果その他共助の実施に関する関連情報を秘密のものとして取り扱うよう最善の努力を払う。被請求国は、これらの情報を開示することなく請求された共助を実施することができない場合には、請求国にその旨を通報するものとし、請求国は、このような状況にもかかわらず当該共助が実施されるべきかどうかを決定する。

5 被請求国は、請求された共助の実施の状況に関する請求国による合理的な照会に回答する。

6 被請求国は、請求国に対し、請求された共助を実施することができたか否かにつき速やかに

通報し、また、その実施の結果得られた証言又は供述(証言、供述又は物件の提出を求められた者による請求国の法令に基づく免除、不能又は特権の主張を含む。)を文書化し又は記録した物その他の物件を提供する。被請求国は、記録若しくは文書の原本又は、合理的な理由がある場合には、それらの認証された謄本を提供する。被請求国は、請求された共助の全部又は一部を実施することができなかった場合には、その理由につき請求国に通報する。

第十一条 共助の拒否事由

1 被請求国は、次のいずれかの場合には、共助を拒否することができる。

(a) 被請求国が、請求された共助が政治犯罪又はこれに関係する犯罪に関連すると認める場合

(b) 被請求国が、請求された共助の実施により自国の主権、安全、公共の秩序その他の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合。この(b)の規定の適用上、請求国の法令の下で死刑を科し得る犯罪又は、日本国と附属書Ⅳに掲げる一の加盟国との関係においては、請求国の法令の下で無期の拘禁刑を科し得る犯罪に関する共助の実施については、そのための条件に関し被請求国と請求国との間で合意がある場合を除くほか、被請求国は、当該実施により自国の重要な利益が害されるおそれがあると認めることができる。

(c) 被請求国が、共助の請求が何人かを人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見若しくは性を理由に訴追し若しくは刑罰を科する目的でなされていると、又はその者の地位がそれらの理由により害されるおそれがあると認めるに足る十分な理由がある場合

(d) 被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続(司法手続を含む。)であつて共助の請求の目的であるものの対象となる者について、日本国又は加盟国において同一の事実により確定判決を受けたことがある者であると認める場合

(e) 被請求国が、共助の請求がこの協定に定める要件に適合していないと認める場合

2 被請求国は、請求国における捜査、訴追その他の手続(司法手続を含む。)の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合には、自国の法令に基づき強制措置が必要となる共助を拒否することができる。日本国と附属書Ⅳに掲げる一の加盟国との関係においては、被請求国は、請求国における捜査、訴追その他の手続(司法手続を含む。)の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合には、共助を拒否することができる。

3 被請求国は、銀行による秘密の保持を理由として、共助を拒否することができない。

4 被請求国は、この条の規定に基づき共助を拒

否するに先立ち、自国が一定の条件を付して共助を実施することができると認める場合には、請求国と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

第十二条 費用

1 被請求国は、請求国と被請求国との間に別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要するすべての費用を負担する。

2 1の規定にかかわらず、次の費用については、請求国と被請求国との間に別段の合意がある場合を除くほか、請求国が負担する。

(a) 鑑定人に支払う手数料
(b) 翻訳、通訳及び記録に要する費用
(c) 第二十二條及び第二十四條の規定に基づく人の移動に要する手当及び経費
(d) ビデオ会議を行うための回線の設営のために被請求国において生ずる費用及び当該回線の被請求国における使用に関連する費用
(e) 特別な費用

3 請求国及び被請求国は、請求された共助を実施するために特別な費用が必要となる場合には、当該共助を実施するための条件について決定するために協議を行う。

第十三条 証言、供述、物件又は情報の使用制限

1 請求国は、被請求国の事前の同意がない限

り、この協定の規定に従って提供される又はこの協定の規定の下で他の方法によって取得される証言若しくは供述を文書化し若しくは記録した物その他の物件又は情報(個人情報を含む。)を該当する共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続(司法手続を含む。)以外の手続において使用してはならない。被請求国は、この同意を与えるに当たり、自国が適当と認める条件を付すことができる。

2 被請求国は、請求国がこの協定の規定に従って提供される又はこの協定の規定の下で他の方法によって取得される証言若しくは供述を文書化し若しくは記録した物その他の物件又は情報(個人情報を含む。)を秘密のものとして取り扱うことを要請することができるものとし、また、被請求国が定めるその他の条件に従う場合にのみ当該物件又は情報を使用することを要請することができる。請求国は、当該物件又は情報を秘密のものとして取り扱うことに同意した場合にはこれに従い、また、当該条件を受け入れた場合にはこれに従う。

3 証言若しくは供述を文書化し若しくは記録した物その他の物件又は情報(個人情報を含む。)を提供する国は、例外的な状況において、それらの提供に際し、それらを受領する国がそれらの使用に関する情報を提供することを要請することができる。

第十四条 物件の輸送、保管及び返還
被請求国は、請求国がこの協定の規定に従っ

て提供された物件を被請求国が定める条件(当該物件に係る第三者の利益を保護するために必要と認めるものを含む。)に従って輸送し、及び保管することを要請することができる。

2 被請求国は、この協定の規定に従って提供された物件が共助の請求に示された目的のために使用された後、請求国が被請求国が定める条件に従って当該物件を返還することを要請することができる。

3 請求国は、1又は2の規定に基づいて行われた要請に従う。請求国は、当該要請が行われた場合において、見分により物件を損傷し、又は損傷するおそれがあるときは、被請求国の事前の同意なしに当該物件を見分してはならない。

第十五条 証言又は供述の取得

1 被請求国は、証言又は供述を取得する。被請求国は、そのための強制措置が必要であり、かつ、被請求国の法令に基づいて当該強制措置をとることを正当化する情報を請求国が被請求国に対し提供する場合には、当該強制措置をとる。

2 被請求国は、証言又は供述の取得に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう、及び当該者が証言又は供述の提出を求められる者に対して質問することを認めるよう、最善の努力を払う。当該共助の請求に示された特定の者は、直接質問することが認められない場合には、当該

証言又は供述の提出を求められる者に対して発せられるべき質問を提出することが認められる。

3 被請求国は、この条の規定に従って証言又は供述の提出を求められた者が請求国の法令に基づいて免除、不能又は特権を主張した場合であっても、当該証言又は供述を取得することができる。ただし、そのような主張が行われた際には証言又は供述を取得してはならない旨を請求国が共助の請求において述べている場合には、この限りでない。

第十六条 ビデオ会議を通じた聴取

1 請求国の権限のある当局が被請求国に所在する者を証人又は鑑定人として聴取する必要がある場合であつて、その聴取が請求国の手続において必要であるときは、被請求国は、当該権限のある当局がビデオ会議を通じて当該者から証言又は供述を取得することを可能とすることができる。請求国及び被請求国は、必要な場合には、請求された共助の実施において生ずる法的、技術的又は事務的な問題の解決を促進するために協議を行う。

2 請求国と被請求国との間に別段の合意がある場合を除くほか、ビデオ会議を通じた聴取について、次の規定を適用する。
(a) 被請求国の当局は、共助の請求に示された聴取されるべき者を特定し、及び当該者の出頭を促進するため当該者を招請する。

(b) 聴取は、請求国の法令及び被請求国の法の基本原則に従い、請求国の権限のある当局により直接に又は当該当局の指示の下で行われる。

(c) 被請求国の当局は、必要な場合には通訳の援助を受けて、聴取の間立ち会い、及び当該聴取を観察する。被請求国の当局が当該聴取の間に自国の法の基本原則が侵害されていると認める場合には、当該当局は、聴取が当該基本原則に従って継続することを確保するため必要な措置を直ちにとる。

(d) 被請求国は、必要に応じ、請求国又は聴取される者の要請により、当該者が通訳の援助を受けることを確保する。

(e) 聴取される者は、請求国又は被請求国のいずれかの法令の下で当該者に与えられる証言を行わない権利を主張することができる。また、請求国及び被請求国の当局の間で合意される当該者の保護のために必要なその他の措置がとられる。

第十七条 物件の取得

1 被請求国は、物件を取得する。被請求国は、そのための強制措置(搜索又は差押えを含む。)が必要であり、かつ、被請求国の法令に基づいて当該強制措置をとることを正当化する情報を請求国が被請求国に対し提供する場合には、当該強制措置をとる。

2 被請求国は、物件の取得に係る共助の請求に

示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう最善の努力を払う。

第十八条 銀行口座

1 被請求国は、捜査の対象となる自然人又は法人が共助の請求に示された一又は二以上の銀行口座を保有し又は支配しているか否かについて確認する。

2 被請求国は、特定の口座に関する特定の記録、文書又は報告、共助の請求に示された又は1の規定に従って特定された口座を通じて特定の期間において遂行された銀行の業務の記録及び送金者又は受領者の口座に関する特定の記録、文書又は報告を提供する。

3 この条に規定する義務については、口座を管理する銀行が保有する情報にのみ適用する。

4 被請求国は、物件の取得のために請求された共助に関して自国が適用する条件により、1及び2に規定する共助を実施することができる。

第十九条 人、物件又は場所の見分

1 被請求国は、人、物件又は場所の見分を行う。被請求国は、そのための強制措置が必要であり、かつ、被請求国の法令に基づいて当該強制措置をとることを正当化する情報を請求国が被請求国に対し提供する場合には、当該強制措置をとる。

2 被請求国は、人、物件又は場所の見分に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう最善の努

力を払う。

第二十条 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定

被請求国は、自国に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。

第二十一条

被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供

1 被請求国は、自国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件であって公衆が入手可能なものを請求国に提供する。

2 被請求国は、自国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件（犯罪記録を含む。）であって公衆が入手できないものについては、捜査又は訴追について権限を有する自国の当局が入手できる範囲及び条件と同等の範囲及び条件で、請求国に提供するよう最善の努力を払う。

第二十二条

文書の送達及び招請の伝達
1 被請求国は、自国に所在する者に対し、文書の送達（召喚状その他請求国の権限のある当局への当該者の出頭を求める文書の送達を含む。）を実施する。被請求国は、自国に所在する者に対し、請求国の権限のある当局への出頭が招請されていることを伝達する。

2 共助の請求が請求国の権限のある当局への出頭を求める文書の送達に係るものである場合には、当該共助の請求は、出頭期日の少なくとも五十日前までに被請求国の中央当局によって受領されるものとする。被請求国は、緊急の場合には、この要件を免除することができる。

3 1の規定に従って送達され又は送付される文書が作成され又は翻訳された言語を名あて人が理解しないことを請求国が認識している場合には、請求国は、当該文書を当該名あて人が理解する言語に翻訳するよう努め、又は少なくとも当該文書の重要な部分を当該言語に翻訳する。

4 1の規定に従って送達される文書には、当該文書に関して名あて人が自己の重要な権利及び義務についての情報を当該文書を発出した権限のある当局又は請求国のその他の当局から得ることができる旨の説明を含める。ただし、当該権利及び義務がある場合に限る。

5 被請求国は、第十条6の規定に従って文書の送達の結果を通報するに当たり、送達を受けた者が日付を付し、かつ、署名した受領証により、又は送達が実施されたこと並びに送達が行われた日付、場所及び方法についての被請求国の説明により、当該送達が行われたことを証明する。被請求国は、請求国の要請がある場合であって可能なときは、1の規定に従って請求国の権限のある当局への出頭が招請され、又は求められている者の回答につき請求国に速やかに通報する。

6 1の規定に従って請求国の権限のある当局への出頭が招請され、又は求められている者であって当該当局に出頭しないものは、共助の請求又は送達され若しくは送付される文書における記述のいかんを問わず、その出頭しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第二十三条 保護措置

1 前条1の規定に従って請求国の権限のある当局への出頭が招請され、又は求められている者は、

(a) 被請求国を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求国において拘禁されず、また、身体の自由についての制限の対象とはならない。

(b) 共助の請求に示された特定の手続以外のいかなる捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）においても、証拠を提出することを強制されず、また、協力することを強制されない。

2 1に規定する保護措置が与えられない場合には、請求国は、該当する者がその旨を伝達され、かつ、請求国の権限のある当局に出頭するか否かにつき決定を行うことができるようにするため、共助の請求又は送達される文書にその旨を明記する。

3 1に規定する保護措置は、次のいずれかの時に終了する。 (a) 該当する者の出頭が請求国の権限のある当局により要求されなくなった日又は該当する者が出頭期日に請求国の権限のある当局に出頭しなかった日から連続した十五日の期間、該当する者が請求国を離れる機会を有していたにもかかわらず、任意に請求国にとどまった場合にあっては、当該十五日の期間が経過した時 (b) 該当する者が請求国から離れた後、任意に請求国に戻った場合にあっては、その戻った時	2 請求国は、被請求国が1の規定に従って身柄を移された者を拘禁しないことについての承認を与える場合を除くほか、当該者を拘禁する。 3 請求国は、請求国と被請求国との間の事前の又は別段の合意に従い、該当する者を被請求国に直ちに送還する。 4 請求国によって該当する者が拘禁された期間は、被請求国における当該者の刑期に算入する。 5 この条の規定に従って請求国に身柄を移された者は、被請求国に送還されるまでの間、請求国において、前条1に規定する保護措置を享受する。ただし、当該者が、共助の請求に示された特定の手続以外の捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）において、証拠を提出すること又は協力することに同意し、かつ、請求国及び被請求国がそのような同意があることに付いて合意する場合は、この限りでない。	6 この条に規定する身柄の移送に同意しない者は、共助の請求における記述のいかんを問わず、その同意しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。 第二十五条 収益又は道具の凍結及び没収 1 被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、	1 証言の取得その他の立証の目的のため、被請求国において拘禁されている者の身柄が請求国にあることが必要とされる場合には、被請求国は、当該目的のため、当該者の身柄を請求国へ一時的に移す。ただし、被請求国の法令において認められる場合であって、当該者が同意し、
かつ、請求国及び被請求国が合意したときに限る。	1 日本国及び加盟国は、事前の要請がない場合においても、自国の法令が認める範囲内で、刑事に関する情報を相互に提供することができ	2 情報を提供する国は、情報を受領する国による当該情報の使用について条件を付すことができる。この場合において、情報を提供する国は、情報を受領する国に対し、提供される情報の性格及び付される条件について事前に通報する。情報を受領する国は、当該条件に合意した場合には、これに従う。 第二十七条 他の文書との関係 1 この協定のいずれの規定も、いずれかの国が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自国の法令に従って共助を要請し、又は実施すること	1 日本国及び加盟国の中央当局は、必要な場合には、請求された共助の実施に関する困難を解決し、及びこの協定に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。 2 両締約者は、必要に応じ、この協定の解釈又は適用に関して生ずるいかなる問題についても協議する。 第二十九条 地理的適用 1 この協定は、日本国の領域に適用し、また、欧州連合に関しては次のものに適用する。 (a) 加盟国の領域 (b) 加盟国が対外関係について責任を有する領域又は加盟国が対外関係に関連して一定の任務を有する加盟国以外の地域。ただし、両締約者が外交上の公文の交換によって合意し、かつ、関係する加盟国により正当に確認される場合に限る。 2 1(b)の規定に従って拡張された領域又は地域へのこの協定の適用については、一方の締約者が他方の締約者に対し、外交上の経路を通じ
収益又は道具の凍結及び没収並びにこれらに関連する手続について共助を実施する。 2 1に規定する没収に係る共助の請求には、没収を命令する裁判所その他の司法当局による決定を添付する。 3 収益又は道具を保管している被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、自国が適当と認める条件を付して当該収益又は道具の全部又は一部を請求国に移転することができる。 4 この条の規定の適用に当たり、善意の第三者の正当な権利及び利益については、被請求国の法令に従って尊重する。 第二十六条 自発的な情報交換	2 この協定のいずれの規定も、日本国及び加盟国がこの協定の規定を確認し、補足し、拡大し又は拡充する国際協定を締結することを妨げるものではない。 第二十八条 協議 1 日本国及び加盟国の中央当局は、必要な場合には、請求された共助の実施に関する困難を解決し、及びこの協定に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。 2 両締約者は、必要に応じ、この協定の解釈又は適用に関して生ずるいかなる問題についても協議する。 第二十九条 地理的適用 1 この協定は、日本国の領域に適用し、また、欧州連合に関しては次のものに適用する。 (a) 加盟国の領域 (b) 加盟国が対外関係について責任を有する領域又は加盟国が対外関係に関連して一定の任務を有する加盟国以外の地域。ただし、両締約者が外交上の公文の交換によって合意し、かつ、関係する加盟国により正当に確認される場合に限る。 2 1(b)の規定に従って拡張された領域又は地域へのこの協定の適用については、一方の締約者が他方の締約者に対し、外交上の経路を通じ	2 情報を受領する国は、情報を受領する国による当該情報の使用について条件を付すことができる。この場合において、情報を提供する国は、情報を受領する国に対し、提供される情報の性格及び付される条件について事前に通報する。情報を受領する国は、当該条件に合意した場合には、これに従う。 第二十七条 他の文書との関係 1 この協定のいずれの規定も、いずれかの国が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自国の法令に従って共助を要請し、又は実施すること	2 1(b)の規定に従って拡張された領域又は地域へのこの協定の適用については、一方の締約者が他方の締約者に対し、外交上の経路を通じ
を妨げるものではない。 2 この協定のいずれの規定も、日本国及び加盟国がこの協定の規定を確認し、補足し、拡大し又は拡充する国際協定を締結することを妨げるものではない。 第二十八条 協議 1 日本国及び加盟国の中央当局は、必要な場合には、請求された共助の実施に関する困難を解決し、及びこの協定に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。 2 両締約者は、必要に応じ、この協定の解釈又は適用に関して生ずるいかなる問題についても協議する。 第二十九条 地理的適用 1 この協定は、日本国の領域に適用し、また、欧州連合に関しては次のものに適用する。 (a) 加盟国の領域 (b) 加盟国が対外関係について責任を有する領域又は加盟国が対外関係に関連して一定の任務を有する加盟国以外の地域。ただし、両締約者が外交上の公文の交換によって合意し、かつ、関係する加盟国により正当に確認される場合に限る。 2 1(b)の規定に従って拡張された領域又は地域へのこの協定の適用については、一方の締約者が他方の締約者に対し、外交上の経路を通じ	2 両締約者は、必要に応じ、この協定の解釈又は適用に関して生ずるいかなる問題についても協議する。 第二十九条 地理的適用 1 この協定は、日本国の領域に適用し、また、欧州連合に関しては次のものに適用する。 (a) 加盟国の領域 (b) 加盟国が対外関係について責任を有する領域又は加盟国が対外関係に関連して一定の任務を有する加盟国以外の地域。ただし、両締約者が外交上の公文の交換によって合意し、かつ、関係する加盟国により正当に確認される場合に限る。 2 1(b)の規定に従って拡張された領域又は地域へのこの協定の適用については、一方の締約者が他方の締約者に対し、外交上の経路を通じ	2 情報を受領する国は、情報を受領する国による当該情報の使用について条件を付すことができる。この場合において、情報を提供する国は、情報を受領する国に対し、提供される情報の性格及び付される条件について事前に通報する。情報を受領する国は、当該条件に合意した場合には、これに従う。 第二十七条 他の文書との関係 1 この協定のいずれの規定も、いずれかの国が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自国の法令に従って共助を要請し、又は実施すること	2 1(b)の規定に従って拡張された領域又は地域へのこの協定の適用については、一方の締約者が他方の締約者に対し、外交上の経路を通じ

て、六箇月の予告をもつて書面による通告を行うことにより、かつ、日本国と関係する加盟国との間で正当に確認される場合には、終了することが出来る。

第三十条 附属書の地位

附属書は、この協定の不可分の一部を成す。附属書Ⅰ、Ⅱ及びⅢは、両締約者の間の書面による合意により、この協定を改正することなく修正することが出来る。

第三十一条 効力発生及び終了

1 この協定は、両締約者が、この協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通知する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、この協定の効力発生の日以後に行われた共助の請求（請求された共助がこの協定の効力発生の日に行われた行為に係るものである場合を含む。）について適用する。

3 いずれの一方の締約者も、他方の締約者に対して書面により通告を行うことにより、いつでもこの協定を終了させることができる。終了は、当該通告が行われた日の後六箇月で効力を生ずる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この協定に署名した。

ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成し、二千九百九十九年十二月十五日に東京で、及び二千九百九十九年十一月三十日にブリュッセルで署名した。この協定は、イタリア語、エストニア語、オランダ語、ギリシャ語、スウェーデン語、スペイン語、スロバキア語、スロベニア語、チェコ語、デンマーク語、ドイツ語、ハンガリー語、フィンランド語、フランス語、ブルガリア語、ポーランド語、ポルトガル語、マルタ語、ラトビア語、リトアニア語及びルーマニア語によつても作成される。両締約者は、外交上の公文の交換によりこれらの言語による協定文を確定する。

日本国のために

岡田克也

欧州連合のために

ベアトリス・アスク

附属書Ⅰ 中央当局

両締約者の中央当局は、次の当局とする。

日本国 法務大臣及び国家公安委員会並びに

これらがそれぞれ指定する者

アイルランド 司法・平等・法改革大臣及び

同大臣が指定する者

イタリア共和国 司法省法務総局刑事局

エストニア共和国 法務省

オーストリア共和国 法務省

オランダ王国 法務省（ヘーグ）

キプロス共和国 法務・公の秩序省

ギリシャ共和国 法務・透明性・人権省

グレートブリテン及び北アイルランド連合王

国内務省（英国中央当局）、歳入関税庁及びス

コットランド検察庁

スウェーデン王国 法務省

スペイン王国 法務省国際司法協力副総局

スロバキア共和国

公判前の手続 検事総局

公判中の段階 法務省

共助の請求の受領 法務省

スロベニア共和国 法務省国際協力・国際共

助局

チェコ共和国

事件の訴えが裁判所に提起される前（公判

前の手続） チェコ共和国最高検察庁

事件の訴えが裁判所に提起された後（公判

中の刑事手続） チェコ共和国法務省

デンマーク王国 法務省

ドイツ連邦共和国 連邦司法庁

ハンガリー共和国 法務・法執行省及び最高

検察庁

フィンランド共和国 法務省

フランス共和国 司法省刑事・恩赦局国際刑

事共助課

ブルガリア共和国 法務省

ベルギー王国 連邦法務省国際刑事協力局

ポーランド共和国

公判前の段階 国家検察庁

公判中の段階 法務省

ポルトガル共和国 検事総局

マルタ共和国 司法長官庁

ラトビア共和国

起訴までの公判前捜査の間 国家警察

事件を裁判所に送致するまでの公判前捜査

の間 検察総局

公判中 法務省

リトアニア共和国 リトアニア共和国法務省

及びリトアニア共和国最高検察庁

ルーマニア 法務・市民的自由省協力総局国

際法・条約局国際刑事共助課

ルクセンブルク大公国 検事総長

附属書Ⅱ

第六条の規定に関し、自国の法令によりこの協定に基づく共助の請求の申立てを行う権限を有する当局は、次の当局とする。

日本国 裁判所、裁判長、裁判官、検察官、

検察事務官及び司法警察職員

アイルランド 検察庁長官

イタリア共和国

検察官

検事正、検事正補、軍事検事正、軍事検

事正補、検事総長、検事総長補、軍事検事

総長及び軍事検事総長補

裁判官 治安判事、捜査判事、予備聴聞判事、通常裁判所、軍事裁判所、巡回裁判所、控訴裁判所、控訴巡回裁判所、控訴軍事裁判所及び破棄院 エストニア共和国 裁判官及び検察官 オーストリア共和国 裁判所及び検察官 オランダ王国 法の運用に責任を有する司法機関の職員、予審治安判事及び検察庁の職員 キプロス共和国 司法長官、国家警察長官、関税・間接税局長官、資金洗浄対策室(MOCK AS)室員並びにキプロス共和国において調査及び起訴を行う権限を有するその他の当局又は者 ギリシャ共和国 控訴院検察庁 グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 裁判所及び検察官 スウェーデン王国 裁判所及び検察官 スペイン王国 刑事法廷の治安判事及び裁判官並びに検察官 スロバキア共和国 裁判官及び検察官 スロベニア共和国 地区裁判所裁判官、捜査判事、地方裁判所裁判官、高等裁判所裁判官、最高裁判所裁判官、憲法裁判所裁判官、地方検察官、高等検察官及び最高検察官 チェコ共和国 チェコ共和国の検察官及び裁判所			
デンマーク王国 地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所及び公訴関係機関(法務省、検察庁長官、検察官及び警察本部長を含む。) ドイツ連邦共和国 連邦司法省、連邦通常裁判所(カールスルーエ)、連邦司法庁、バーデン・ヴュルテンベルク州司法省(シュトゥットガルト)、バイエルン州司法・消費者保護省(ミュンヘン)、司法省(ベルリン)、ブランデンブルク州司法省(ポツダム)、自由ハンザ都市ブレメーヌ司法・憲法省(ブレーメン)、自由ハンザ都市ハンブルク司法省(ハンブルク)、ヘッセン州司法・統合・欧州担当省(ワイースバーデン)、メクレンブルク・フォアポンメルン州司法省(シュヴェーリン)、ニーダーザクセン州司法省(ハノーバー)、ノルトライン・ヴェストファーレン州司法省(デュッセルドルフ)、ラインラント・プファルツ州司法省(マインツ)、ザールラント州司法省(ザールブリュッケン)、ザクセン州司法省(ドレスデン)、ザクセン・アンハルト州司法省(マクデブルク)、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州司法・平等・統合省(キール)、テューリンゲン州司法省(エアフルト)、上級地方裁判所、地方裁判所、区裁判所、上級地方裁判所検事長、地方裁判所検事正、国家社会主義犯罪捜査のための司法行政中央事務局(ルートヴィヒスブルク)、連邦刑事庁及びドイツ税関捜査局中央事務局			
ハンガリー共和国 検察庁及び裁判所 フィンランド共和国 法務省、第一審裁判所、控訴裁判所、最高裁判所、検察官、警察当局、税関当局及び予備刑事捜査法の下で刑事手続における予備刑事捜査当局の資格を有する国境警備官 フランス共和国 刑事裁判所の院長、所長、裁判長及び裁判官、刑事裁判所の予審判事並びに刑事裁判所の検察官(破棄院検事総長、控訴院検事長、破棄院検察官、控訴院検察官、大審裁判所検事正、大審裁判所検察官、違警罪裁判所検察官職務代理者及び軍事裁判所検事正) ブルガリア共和国 公判前の刑事事件 ブルガリア共和国最高破棄検察庁 公判段階の刑事事件 ブルガリア共和国裁判所 ベルギー王国 司法当局(法の運用に責任を有する司法機関の職員、予審治安判事及び検察庁の職員を意味するものと了解する。) ポーランド共和国 検察官及び裁判所 ポルトガル共和国 検察庁(捜査段階)、捜査判事及び公判裁判官 マルタ共和国 治安判事裁判所、少年裁判所、刑事裁判所、刑事控訴裁判所、司法長官、司法副長官、司法長官庁法務官及び治安判事 ラトビア共和国 捜査官、検察官及び裁判官 リトアニア共和国 裁判官及び検察官			
ルーマニア 裁判所及び裁判所検察部 ルクセンブルク大公国 司法当局(法の運用に責任を有する司法機関の職員、予審治安判事及び検察庁の職員を意味するものと了解する。) 附属書Ⅲ 第九条の規定に関し、日本国及び加盟国は、次の言語を受け入れる。 日本国 すべての場合において日本語及び緊急の場合において英語。ただし、日本国は、個別の緊急の場合において、この附属書の下で英語による翻訳文を受け入れていない請求国からの請求について、日本語による翻訳文を要求する権利を留保する。 アイルランド すべての場合においてアイルランド語及び英語 イタリア共和国 すべての場合においてイタリア語及び緊急の場合において英語 エストニア共和国 すべての場合においてエストニア語及び英語 オーストリア共和国 すべての場合においてドイツ語及び緊急の場合において英語 オランダ王国 すべての場合においてオランダ語及び緊急の場合において英語 キプロス共和国 すべての場合においてギリシャ語及び英語 ギリシャ共和国 すべての場合においてギリシャ語及び緊急の場合において英語			

グレートブリテン及び北アイルランド連合王

国 すべての場合において英語

スウェーデン王国 すべての場合においてス

ウェーデン語、デンマーク語及びノルウェー

語。ただし、請求を取り扱う当局が個々の事案

において別の言語を認める場合を除く。

スペイン王国 すべての場合においてスペイ

ン語

スロバキア共和国 すべての場合においてス

ロバキア語

スロベニア共和国 すべての場合においてス

ロベニア語及び英語

チェコ共和国 すべての場合においてチェコ

語及び緊急の場合において英語

デンマーク王国 すべての場合においてデン

マーク語及び緊急の場合において英語

ドイツ連邦共和国 すべての場合においてド

イツ語及び緊急の場合において英語

ハンガリー共和国 すべての場合においてハ

ンガリー語及び緊急の場合において英語

フィンランド共和国 すべての場合において

フィンランド語、スウェーデン語及び英語

フランス共和国 すべての場合においてフラ

ンス語

ブルガリア共和国 すべての場合においてブ

ルガリア語及び緊急の場合において英語

ベルギー王国 すべての場合においてオラン

ダ語、フランス語及びドイツ語並びに緊急の場

合において英語

ポーランド共和国 すべての場合において

ポーランド語

ポルトガル共和国 すべての場合においてポ

ルトガル語並びに緊急の場合において英語及び

フランス語

マルタ共和国 すべての場合においてマルタ

語

ラトビア共和国 すべての場合においてラト

ビア語及び緊急の場合において英語

リトアニア共和国 すべての場合においてリ

トアニア語及び緊急の場合において英語

ルーマニア すべての場合においてルーマニ

ア語、英語及びフランス語。ルーマニアは、長

い文書に関し、個別の場合において、ルーマニ

ア語による翻訳文を要求する権利又は請求国に

よる経費の負担において当該翻訳文を作成する

権利を留保する。

ルクセンブルク大公国 すべての場合において

フランス語及びドイツ語並びに緊急の場合に

おいて英語

附属書Ⅳ

第十一条1(b)の規定に関し、同規定中の「一の

加盟国」は、ポルトガル共和国である。

同条2の規定に関し、同規定中の「一の加盟国」

は、オーストリア共和国及びハンガリー共和国で

ある。

審査報告書

刑を言い渡された者の移送及び刑の執行にお

ける協力に関する日本国とタイ王国との間の

条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決し

た。よって要領書を添えて報告する。

平成二十二年四月二十二日

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、我が国とタイ王国との間で、相

手国の裁判所が拘禁刑を言い渡した自国民受刑

者について、締約国、受刑者の同意等一定の条

件を満たす場合にその本国に移送する手続等を

規定するものである。この条約の締結により、

両国の受刑者の更生及び社会復帰が促進される

とともに、刑事分野における二国間協力の進展

と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

刑を言い渡された者の移送及び刑の執行にお

ける協力に関する日本国とタイ王国との間の

条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年四月六日

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

刑を言い渡された者の移送及び刑の執行に

おける協力に関する日本国とタイ王国との

間の条約の締結について承認を求めるの件

刑を言い渡された者の移送及び刑の執行にお

ける協力に関する日本国とタイ王国との間の条約の

締結に基づき、国会の承認を求める。

刑を言い渡された者の移送及び刑の執行に

おける協力に関する日本国とタイ王国との

間の条約

日本国及びタイ王国は、

刑の執行において協力することを希望し、

刑を言い渡された者の更生及び社会復帰を促進

することを希望し、

これらの目的が、犯罪を行った結果として自由

を奪われている外国人に対して当該外国人の属す

る社会においてその言い渡された刑に服させる機

会を与えることによって最もよく達成されること

を考慮して、

次のとおり協定した。

第一条 定義

この条約の適用上、

(a) 「移送国」とは、刑を言い渡された者を移送

し得る締約国又は移送した締約国をいう。 (b) 「受入国」とは、刑を言い渡された者が移送され得る締約国又は移送された締約国をいう。 (c) 「刑を言い渡された者」とは、移送国の裁判所が犯罪を理由として行つた決定によつて、拘禁その他の形態の自由をなく奪する刑を言い渡された者をいう。 (d) 「刑」とは、移送国の裁判所が犯罪を理由として決定する刑罰又は措置であつて有期又は無期の自由のはく奪を伴うものをいう。	移送国の領域に所在する刑を言い渡された者については、その言い渡された刑に服させるため、この条約に従い受入国の領域に移送することができる。 第三条 移送の条件 刑を言い渡された者については、次のすべての条件が満たされている場合に限り、この条約に基づいて移送することができる。 (a) 刑が科せられる理由となつた作為又は不作為が受入国の法令により犯罪を構成するものであること又は受入国の領域において行われたとした場合において犯罪を構成するものであること。 (b) 刑を言い渡された者が、受入国がこの条約の目的のためにその法令に従つて定める受入国の国民であること。	刑を言い渡された者が移送国の刑事施設において拘禁刑に服していること。 (d) 刑を言い渡された者が移送国においてその法令に定める最小の期間既に拘禁されていること。 (e) 移送の要請を受理した時に、刑を言い渡された者の刑に服すべき期間が少なくとも一年残されていること。 (f) 移送国及び受入国が移送に同意していること。 (g) 刑を言い渡された者が移送に同意していること。	刑を言い渡された者について、移送の要請は、次のいずれかの場合には、この条約に基づいて拒否される。 (a) タイ王国が移送国である場合において、刑を言い渡された者がタイ王国の法令に基づき、次のいずれかの犯罪について刑を言い渡されているとき。 (i) 国家の対内的又は対外的な安全に対する犯罪 (ii) 国家元首又はその家族の構成員に対する犯罪 (iii) 国家的文化財の保護に対する犯罪 (b) 移送国において、判決が確定していない場合又は刑が科せられる理由となつた犯罪に係る他の法的手続若しくは当該犯罪以外の犯罪	に係る法的手続が係属中である場合 (c) 刑を言い渡された者の移送がいずれかの締約国の主権、安全、公の秩序その他の重要な利益を害するおそれがある場合 第五条 移送に関する手続 1 締約国は、刑を言い渡された者であつてこの条約の適用の対象となるものに対し、この条約の内容を通知するよう努める。 2 刑を言い渡された者がこの条約に基づいて移送されることについて移送国に対して書面により関心を表明した場合には、移送国は、その旨を受入国に対して通報する。通報を受けた受入国は、刑を言い渡された者が行つた関心を表明する申出をその法令に従つて考慮するものとし、移送国が求める場合には、受入国が当該申出について行つた決定を移送国に対して通報する。 3 この条約に基づくすべての移送に関する手続は、外交上の経路を通じ、受入国から移送国に対する書面による要請により開始される。移送国は、外交上の経路を通じ、かつ、遅滞なく、移送の要請を受け入れるか否かについての決定を受入国に対して通報する。移送国が当該要請を受け入れる場合には、両締約国は、刑を言い渡された者の移送を実施するために必要なすべての措置をとる。 4 移送国は、受入国に対し、次に掲げる情報又は文書を提供する。	(a) 刑の根拠となつた事実に関する説明書 (b) 刑期、刑の開始日及び終了日、刑を言い渡された者が既に刑に服した期間並びに拘禁の期間の短縮に関する情報 (c) 刑を言い渡された者に関する刑を含むすべての判決書の認証謄本及びそれらの判決の根拠となつた法令の認証謄本 (d) その他の追加的な情報であつて受入国が求めるもの。ただし、そのような情報は、刑を言い渡された者の移送又はその刑の執行の継続にとつて重要性を有し得るものに限る。 5 受入国は、移送国が求める場合には、移送国に対し、次に掲げる情報又は文書を提供する。 (a) 刑を言い渡された者が受入国の国民であることを示す文書又は説明書 (b) 移送国において刑が科せられる理由となつた作為又は不作為が受入国の法令により犯罪を構成するものであること又は受入国の領域において行われたとした場合において犯罪を構成するものであることを示す受入国の関係法令の写し 6 移送の要請をする前又は移送の要請を受け入れるか否かを決定する前に、いずれの一方の締約国も、他方の締約国が求める場合には、当該他方の締約国に対し、関連する情報、文書又は説明書をできる限り提供する。 7 移送国は、受入国が希望する場合には、受入国に対し、移送に先立ち、刑を言い渡された者
---	--	--	--	---	---

の同意が任意に、かつ、移送の法的な効果について十分な知識をもって行われたことを、受入国の指定する公務員を通じて確認する機会を与える。

8 移送国の当局による受入国の当局への刑を言い渡された者の引渡しは、両締約国が合意する日及び移送国内の場所において行われる。ただし、両締約国が合意する場合には、受入国内の場所において行われる。

第六条 管轄権の保持

1 刑がこの条約に従って執行される場合には、移送国は、その裁判所が言い渡した刑を含む判決及び当該判決の変更又は取消しに関する手続について専属的な管轄権を保持する。

2 移送国は、特赦、大赦又は刑の減輕を認めることについて専属的な管轄権を保持する。

第七条 刑の執行に関する手続

1 移送後の刑の執行の継続は、受入国の法令及び手続（拘禁その他の形態の自由のはく奪に服する条件を規律するもの及び仮釈放、条件付釈放、刑の執行の減免その他の措置による拘禁その他の形態の自由をはく奪する期間の短縮について定めるものを含む。）により規律される。

2 3 の規定に従うことを条件として、受入国は、移送国が決定した刑の法的な性質及び期間に拘束される。受入国は、刑の執行の最長期間に関する受入国の法令に従い受入国において刑の執行を継続する期間が刑を言い渡された者の服さなければならない刑期の残りの期間よりも

短くなるような方法により移送国の裁判所が決定した刑を執行する場合には、その旨を移送の要請及び当該法令とともに移送国に対して通報する。この場合において、移送国は、当該要請を拒否する権利を有する。

3 受入国は、いかなる刑も移送国の裁判所が決定した刑期を超えるような方法で執行してはならない。受入国により執行されるべき刑は、移送国の裁判所が決定した刑にできる限り合致させるものとする。

4 移送国が刑を含む判決を変更し若しくは取り消し、特赦、大赦若しくは刑の減輕を認め、又はその他の措置により刑期を短縮し若しくは刑を終了させる場合には、受入国は、その旨の決定の通報を受け、当該決定に基づいて刑を執行する。

5 受入国は、刑を言い渡された者が受入国の法令に従えば少年として分類される場合には、移送国の法令に基づくその地位にかかわらず、当該刑を言い渡された者を少年として扱うことができる。

6 受入国は、次の場合には、移送国に対し、刑の執行に関する情報を提供する。

- (a) 刑を言い渡された者が仮釈放若しくは条件付釈放を認められる場合又は刑を言い渡された者が刑を終えて釈放される場合
- (b) 刑の執行が終了した場合
- (c) 刑を言い渡された者がその刑の執行が終了する前に逃走し、又は死亡した場合

(d) 移送国が報告を求める場合

第八条 費用

刑を言い渡された者の移送及び移送後の刑の執行に要する費用は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、受入国が負担する。受入国は、刑を言い渡された者に対し、移送の費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

第九条 言語

移送の要請は、英語で行う。第五条4及び6並びに第七条4に規定する情報又は文書は、移送国の言語により提供する。

第十条 時間的適用範囲

この条約は、その効力が生ずる日前又は以後に言い渡された刑の執行について適用する。

第十一条 協議

両締約国は、いずれか一方の締約国の求めにより、この条約の解釈及び適用について協議する。

第十二条 効力発生及び終了

1 この条約は、批准されなければならず、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。批准書の交換は、できる限り速やかに東京で行われるものとする。

2 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、いつでもこの条約を終了させることができる。この条約の終了は、当該通告の受領の日の後百八十日目の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千九百九十二年七月二十二日にブーケットで、ひとしく正文である日本語、タイ語及び英語により本書二通を作成した。日本語及びタイ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

中曽根弘文

タイ王国のために

カシット・ピロム

審査報告書

国際受刑者移送法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十二年四月二十二日

法務委員長 松 あきら

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、受刑者の移送について、現行の欧州評議会の「刑を言い渡された者の移送に関する条約」に基づくものに限らず、「刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約」その他の

今後我が国が締結する受刑者移送に関する条約に基づいて行うことができるようにするため所要の改正を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

国際受刑者移送法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年四月六日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 江田 五月殿

国際受刑者移送法の一部を改正する法律案

国際受刑者移送法の一部を改正する法律

国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び刑を言い渡された者の移送に関する条約(以下)を」並びに日本国が締結した刑を言い渡された者の移送及び確定裁判の執行の共助について定める条約(以下単に「」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

投票者氏名

日程第二 刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第三 刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第四 刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

二〇〇名

足立 信也君 相原久美子君
家西 悟君 池口 修次君
石井 一君 一川 保夫君
岩本 司君 植松恵美子君
梅村 聡君 小川 勝也君
小川 敏夫君 尾立 源幸君
大石 尚子君 大石 正光君
大河原雅子君 大久保 勉君
大久保潔重君 大島九州男君
大塚 耕平君 岡崎トミ子君
加賀谷 健君 加藤 敏幸君
風間 直樹君 金子 恵美君
金子 洋一君 神本美恵子君
亀井亜紀子君 亀井 郁夫君
川合 孝典君 川上 義博君
川崎 稔君 木俣 佳丈君

喜納 昌吉君 北澤 俊美君
工藤堅太郎君 小林 正夫君
行田 邦子君 奥石 東君
今野 東君 佐藤 公治君
佐藤 泰介君 櫻井 充君
自見庄三郎君 芝 博一君
島田智哉子君 主演 了君
榛葉賀津也君 鈴木 寛君
鈴木 陽悦君 田中 直紀君
田名部匡省君 高嶋 良充君
高橋 千秋君 武内 則男君
谷 博之君 谷岡 郁子君
千葉 景子君 ツルギ マルティ君
津田弥太郎君 辻 泰弘君
土田 博和君 外山 斎君
徳永 久志君 轟木 利治君
富岡由紀夫君 友近 聡朗君
那谷屋正義君 内藤 正光君
中谷 智司君 中村 哲治君
西岡 武夫君 羽田雄一郎君
長谷川憲正君 白 眞勲君
林 久美子君 姫井由美子君
平田 健二君 平野 達男君
平山 幸司君 平山 誠君
広田 一君 広野ただし君
福山 哲郎君 藤末 健三君
藤田 幸久君 藤谷 光信君
藤本 祐司君 藤原 正司君

藤原 良信君 舟山 康江君
前田 武志君 牧山ひろえ君
増子 輝彦君 松井 孝治君
松浦 大悟君 松野 信夫君
円 より子君 水戸 将史君
水岡 俊一君 峰崎 直樹君
室井 邦彦君 森 ゆうこ君
森田 高君 築瀬 進君
柳澤 光美君 柳田 稔君
山下八洲夫君 山根 隆治君
横峯 良郎君 吉川 沙織君
米長 晴信君 蓮 舩君
愛知 治郎君 青木 幹雄君
秋元 司君 浅野 勝人君
荒井 広幸君 有村 治子君
石井 準一君 石井みどり君
泉 信也君 磯崎 陽輔君
市川 一朗君 尾辻 秀久君
大江 康弘君 岡田 直樹君
岡田 広君 荻原 健司君
加治屋義人君 加納 時男君
川口 順子君 河合 常則君
木村 仁君 岸 宏一君
小池 正勝君 小泉 昭男君
佐藤 昭郎君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 末松 信介君
鈴木 政二君 世耕 弘成君
関口 昌一君 伊達 忠一君

反対者氏名

○名

松村 龍二君	丸川 珠代君
丸山 和也君	溝手 顕正君
森 まさこ君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山田 俊男君
山本 一太君	吉田 博美君
義家 弘介君	脇 雅史君
渡辺 秀央君	魚住裕一郎君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
澤 雄二君	谷合 正明君
西田 実仁君	浜田 昌良君
浜四津敏子君	松 あきら君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 博司君	渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
小池 晃君	大門実紀史君
仁比 聡平君	山下 芳生君
福島みずほ君	淵上 貞雄君
又市 征治君	中川 義雄君
藤井 孝男君	糸数 慶子君
川田 龍平君	山東 昭子君
長谷川大紋君	

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 一〇円)	本号一部 一五円